

参議院大蔵委員会会議録第二十四号

昭和二十八年二月二十六日(木曜日)午
後一時二十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 中川 以良君
理事 大矢半次郎君
伊藤 保平君
菊川 孝夫君

委員

黒田 英雄君
西川甚五郎君
小林 政夫君
小宮山常吉君
杉山 昌作君
野澤 勝君
松永 義雄君
堀木 謙三君

國務大臣

大蔵大臣 向井 忠晴君
政府委員 大蔵事務次官 愛知 揆一君
大蔵省主税局長 渡邊喜久造君
大蔵省主税局 税制第二課長 鹽崎 潤君
事務局側 常任委員 木村常次郎君
常任委員 小田 正義君
常任委員 小田 正義君

本日の会議に付した事件

○酒税法案内閣提出、衆議院送付)
○酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○理事(大矢半次郎君) これより第二

十四回大蔵委員会を開会いたします。
酒税法案並びに酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律案、右二案を一括して議題とし、前回に引続き質疑をいたします。

(理事大矢半次郎君退席、委員長着席)

○委員長(中川以良君) どうぞ御質疑をお願いいたします。

○松永義雄君 同じような質問を繰返すことになるかも知れないのですが、今度酒の増石をするために酒米の二十万石が農林省のほうから大蔵省のほうへ譲るといふことになったのであります。ところが御承知の通りに農林大臣自慢の米麦五十年計画が破られた。昭和三十三年において五百五十万石の増を予定して、そうして外貨を節約し、その補給金を減らすというので考えられたことが破れた。そうして現在約十カ年計画にもなるであろうかとも思われるような計画を今立てられてい

ませんが、そういったようなことを言われて、或る点において私としても了解し得るところがあるのであります。然るに昨年は豊作だから少々米は廻してもいいのだといったような口吻を農林省側から聞くと、いふことも非常に遺憾な次第ですが、僅か二十万石といえども増産計画が破れた今日、こうした矛盾した予算というものが、予算計画を立てられるという事は非常に矛盾していると考えられるのですが、そのほかいろいろ長たらしいことを説明するまでもないと思うのであります。一体大蔵大臣の考え方は、日本の経済を今どういふふうにして行こうというのか、たま／＼酒の二十万石に關連して私として腑に落ちないことがあるのであります。この点についてお尋ねいたします。

○國務大臣(向井忠晴君) 日本は現在の状態におきましては、う／＼と案にして行くといふことはいけないといふ考えを私は深く持つておる次第であります。それで、従つて食糧といふようなものは是非外国から買わずに、日本で作らなければならぬ。その食物の増産に要する金も農林省の要求する、或いはその道の人が考えて適當と思う金高だけの予算が組まれている。これは今後ともできるだけ食糧増産といふほうに持つて行かなければならぬと存じます。御質問の御趣意は、それにもかかわらず酒などに米を使うのはどういふわけかというのだと存じます。それは酒といふものが必ずしも贅沢な

ものでもなく、労働者階級では、一つの骨折のあとの疲労を休めるといふような意味もありますし、それで只今の程度の米は農林省からもらつて酒にして欲しいという考えを持つておる次第であります。

○松永義雄君 そういう話を聞くと少し妙になるのですが、労働者に飲んでもらう酒を考へなければならぬといふ話なんです。然らば一級酒とか二級酒などというものはそう考へなくてもいいではないかという逆の結論が出て来ると思つておる。一体酒税を

見ると、増石、酒の量を殖やしても税率が下りますから、税金が下りますから、二十七年に比較して二十八年度の予算はたしか一億圓ぐらゐしか余計税金が入らないように承知しておるのです。一体下々のためにやることとはな

らば、上のことはそう考へることはないと思ひます。

○國務大臣(向井忠晴君) 下の者の下級の酒のほうの量を殖やしておつて、上級のほうの酒はそれほど殖やしてない。そういう計算にして、殊に減税後の下のほうの酒ほど余計にして行くように取扱つておるのでございます。

○小林政夫君 事務局並びに政務次官にはお尋ねしたのでありますが、酒の製造並びに販売免許の制度について、一応製造免許というものは今の情勢上止むを得ないにしても、販売免許については大臣としてはどういふふうな見解をされておるか。戦前においてはなかつたわけですが、而も大臣はまあ自由黨員ではあります。自由党内閣において

ては相当自由経済をモットーとしてゐる。どういふ考へで、この販売免許をいつまで続けるつもりであるか。

○國務大臣(向井忠晴君) 酒の税率の高い間は、当分の間はこの制度は止められないと存じます。

○小林政夫君 それでこの法案で見ますと、免許をやるのは税務署長ということになつておる。ところが實際の運営は現在においては国税局長において、最近国税局長で免許事務を定めおるといふようなことで、實際の運営は税務署長ではできない。政務次官も昨日答弁がございまして、当分の間こ

ういふような、實際法案は税務署長になつておるけれども、その監督は上級者である国税局長、或いは国税庁長官において判定するといふことなんです。併し需給調整といふことが最も問題であつて、需給調整上許可できないといふようなこともあり得るわけでありまして、又免許するかしないかという判定の有力な根拠としては、そういう酒の需給調整上睨み合せながら考慮におかなければ、許可するか許可すべからざるかといふことはできない。そうするとその全国的な需給調整といふことを考へなければならぬので、製造のほうには石数において考へておるからいいのであります。併し販売については、少くとも卸等については何も特定の地域に販売権を限られていないわけでありまして、全国至る所、どこへ行つたつてかまわないといふことになるわけでありまして、そういうことがいやくとも免許制度をおく限りにお

いては、**税務署長の権限**においてはで
きにくいことがらだと思ふにもかかわ
らず、**法案**においては**税務署長が認可**
をするということであつても、**実際**に
おいて**実情**とも違ひし、又そういう**統**
制経済的な建前から言つて、**全国的な**
需給を脱み合すという**建前**から言つ
て、一地方の**税務署長**でこういうこと
が**専断で認可**できることじやないと思
ひますが、その点についてはどうい
ふに考へておりますか。

○国務大臣(向井忠順君) お説一応御尤でありますが、現場の実情が一番数量の決定などには大切と存じますので、税務署長が一番現場の実情はよくわかつておるといふ点で、その判断を重んじるといふことになつております。

○小林政夫君　その税務署長……現場の勿論具體的な業者というものについて、は税務署長が一番よく知つてゐるでしようが、併しそれは内申をさせればわかることであります、決定権というものは、この法文の見方で言へば絶対に税務署長限りでやれる建前になつておりますが、實際はやれないということであらばむしろやらせないで、又やれないということであるならば、上級長官の責任を明らかにして、そうして国税庁長官がこれを許可するということ、こういう建前で、その内面的に当該税務署長の意見を重んずるという、具體的な選択については重んずるということ、でいいと思いますが、これは法文的にはあべこべな見方じゃないかと思ひます。

○政府委員(渡邊喜久造君) 今小林委員のおつしやいましたように、国税庁長官なり国税局長が免許をすることに

しまして、税務署長の意見を聞くとい
うやり方も一つのやり方だと思つてお
ります。併し我々は立案してあります
ときは、酒税法としましては、やはり
相当この法律の成立とか、そういうも
のは別としまして、長い姿において今
後やはりこれが使われて行く条文じや
ないかと思う。今度改正しようとして

いる現行法は昭和十五年の税制改正のときにできまして、そのときに従来の幾つか分れておりました酒関係の税法を統一しましたのが現在の酒税でございまして、それから考えてみましても、もう十何年経つておるわけでございまして、その間いろ／＼な経済の動きにつれまして、免許の中心を税務署長に譲りまして、殆んど主税局、当時の主税局でございまして、今の国税庁

が干渉しなかつた、或いは国税局もそれほど干渉しなかつた時期もございます。それから或る程度の基準をきめまして、税務署にその範囲で以てなら自由免許してよろしい、異例なものがあれば一応内申しろといつたような時期もございましたし、最近におきましては、小売につきましては税務署長限り、卸しにつきましては、国税局長限り、時勢の変化に伴ひましてその間の実情が大幅變つて参りますが、とにかくやはり税務署長というものが一応い

ずれの時期におきましても相当大きな発言といえますか、意見を述べるといふことにおきましては終始一貫してゐるわけでございます。従いまして、その間におきまして、やはり改正法におきましても、現行法と同じように税務署長に免許の権限を与える。ただそののと同時に、時勢に應じまして、必要によつて国税局或いは国税庁、これはま

あ製造とかいろいろな問題になりますと、国税庁が或る程度の監督権による免許の場合における指示、制限ということはある得るというふうに思っておりますが、やはり法律として制定しますときにおいては、税務署長が免許をするという建前をとるのが一番いいのじゃないか、かように思ひまして原案

を作成したような次第でございます。
○小林政夫君 私は今は逆な聞き方をしているわけであつて、実際は少くとも税務署長でやらしてもらいたい、行政簡素化の意味においても……併しそういうふうには徹底的な免許制度をとるという意味においては、これはやはり物の統制と同じで、万般がなじがらぬにやつて行かないとやれないように、結局一番国全体を見、それを握ら

なければ徹底した行政ができないといふようなことになるので、そこですでに酒類業組合等を相当法制化し強化して、需給の調整等についても自主的に、又大蔵当局の指導によつてできるという別途の措置も併せて付託されている酒税の保全關係の法律によつて確保されるということがあるので、行政簡素化の折から勿論酒税を確保するといふ面も併せて考えて、少し大臣においても十分御検討願いたいと思うのであります。

○野嶽勝君 大臣急がれているようでございますから、一、二点簡単に御質問をしてお答えを願いたいと思います。

前の池田大臣は、源氏鶏太の小説じやありませんが、三等大臣でございまして、あなたは経済人で非常に苦勞されておりますから、私の見方は一等大區と見受けれます。そこで昨日来政務次官の愛知さん、鹽崎課長のいるところ

で、私現在の酒の小売業者のかたゝが非常に困つてゐる、まあ大体、全体生活が楽しいやないのをごいいますが、特に私この事実を件数的にも長野県としても調査してあります。その事実を私申し上げまして、昨日当局の反省を促がした質問をしたのでございますが、明確な回答がありまして、その点は非常

に安心いたしました。併し監督に当られる大臣が来た席で更に私は確認を得ておきたいと思うのでありますが、あなたも御承知のごとく大体デパートあたりの最後のマージンは三割五分から四割、昨日の新聞にも出ております。そこでこれは全部じやないかも知れませんが、併しそれはあることは間違いないと思います。そこで大体今の経済情勢からみましますと、まあ小売業者といはし

ましては、相当マージンがないことには生活がやつて行けないから、これはまあ私どもよくわかります。併し酒屋に至りましては、向井さんも多分御承知だと思つては、七分か八分ですな。そこで若しそれに意見がありません。更に私は掘り下げて御質問をいたしますから、併し昨日の答弁は、それに対して或いは私そこら辺、一分ぐらい間違つておるかも知れません。併し大体それが一分間違つて九分にしてゐる、今日の社会通念から見て、私ども

そんな最低のマージンはないと思います。併しそれで、じやマージンを多くする、そうすれば消費者に転嫁されますということをよく言う人があるので、それは勿論反対です。反対ですが、この中小商人の諸君が私は生活のやつて行けないようなマージンの扱い方というものは、これは検閲を要すると思うのです。そこで特にこの市街地

のような販売数量の比較的多い所は、
だしも、販売数量の少ない地域における
業界というものは目も当てられない姿
でございます。特に私は、よく大臣こう
いう文案をなか／＼条文の中にとり入
れたと感心しております。酒税の保全
及び酒類業組合等に関する法律案の二
十九頁でございますが、第四十二条第

五ですが、「組合員の製造又は販売する酒類の需給が均衡を失したことに因り、酒類の価格がその酒税額及び原価に照らして低下し、又は酒類の代金が回収が遅れる等組合員の酒類製造業又は酒類販売業」は「この酒類販売業のほうにウェイトを置くのですが」「酒類販売業の経営が不健全となつたため、」要するに代金の回収が遅れて、そうしてその経営が困難になつた、こういう

ことを大臣はお認めになつておると思
います。酒税の納付が困難となり、又
は困難となる虞があると認められる場
合において、左に云々」と、よく私は事
情を大臣は知つておられると思ひまし
て、かような点から見ても、この際小
売業者が九分や九分以内におけること
のマージンで田舎の業者がやつて行
けるはずはないと思います。特に、そ
れではお前賣つちまえと言えは池田君に
なつてしまふ。業界の二人や三人倒れ
てもかまわぬ……、あれの形式から

言えはそうであるが、併し一等大臣である向井さんは、ここになか／＼よく書いてありますから、私はよく下々と言いますか、大衆の生活の困憊しておることがよくわかつておられると思います。私はそういう意味でそれが消費者に転嫁されることは悪いが、若しこういうお認めになつておるような小売業者、販売業者が苦しくなつて来れ

ば、背に腹は代えられませんが、結局酒を飲むのか、水を飲むのか、税金を飲むのかわからなくなつてしまふ。却つてこうなつて来ると、私はそれがために消費者に迷惑をかけるというところに帰納的にもなるのであります。でありますから、昨日かようなことで私と意見を加へまして申し上げましたけれども、政務次官である愛知さん、鹽崎さんは、御尤もでございます。全く他のマージンよりは低い点はまあ承認いたします。筋書はそうです。でありますから、近い機会に御期待に副うように必ずいたします。こういう裏付けをしたのであります。大臣はこの点に關しまして、昨日の愛知政務次官の言明に対して、私の只今の質問に対して必ず履行する。この一言を言つて下されば質問を打ち切らうと思つております。

○國務大臣(向井忠晴君) 私は一等大臣でもございせんが、併し今のお話の点はよく了解いたしました。その方向に向つて必ず善処いたします。○野澤勝君 いや有難うございしました。(笑聲)

○菊川孝夫君 大蔵大臣に今後の酒造の対策について全般的な面からお伺いしたいと思つておるのですが、と申しますのは、今年は先ず酒税を減税する、一面において増税をやつてそしてその税金の減るのを補つて行こう。將來減税する場合には酒をどん／＼こしらへて行くというやうな政策をおとりになるつもりであるかどうか。というのは食糧關係にすぐ響いて来るが、ピルマからあいう毒の入つた米を持つて来て、これを食糧に供しておきながら、一面において日本のできる一番い

いとつときの米を酒に潰して行く、こういうやり方は食糧政策から考えまして、非常に問題があると思ふのであります。だからと言つて酒が全然ないというところは決して我々は好むものではないと思ふが、その意味におきまして、今後酒の製造というものはどの程度で一つ考えておるかという点を一つお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(向井忠晴君) これは大変むずかしい問題で、どの程度に置くかというふうなことをはつきり申上げかねるのでございします。併し酒というものは、假に今のやうに経済の制度が今の制度で動かぬやうにしましたならば、無下に数量を増やすべきものではないと思ひますし、又減らして行く必要もない、大体今くらゐのところでも今後も行ふことがいひのじやないかと思ひます。それから税を減らしても酒の数量を増やせば収入が動かないとか、或いは収入を増やして行こうというふうな、酒を税金の材料に使おうというところは私は考えていないのであります。○菊川孝夫君 ところが最近の大蔵省のやり方を考えて見ますと、例えばたばこにいたしましては、パチンコ屋あたりに盛んにたばこをどん／＼流して、たばこを先ず売つて、たばこを吸わしてやる。たばこなんか殆んど税金を吸つておるやうなものでありますし、酒も二割酒で大体半分だけは税金を飲んでおるやうなものと思ふのですが、そこで税金をえれば或る程度は増税をしてでも税金を増やす、こういう考え方を持つておるものか、それとも成るべくならばこれは最小限度に抑えておいて、酒の増税は最小限度に抑えておいて、これは食糧のほうに廻わ

す、こういう方針をとつて行くつもりか、どちらか、こういう点をお伺ひいたします。

○國務大臣(向井忠晴君) 酒よりは食糧のほうが大事故だやうと存じておりますので、酒を増やして行こうという考えは持つておりません。

○菊川孝夫君 次に御尋ねしたいのは、自由経済主義である大蔵大臣は、この酒の製造並びに販売につきましては、未だに統制のにおいが非常に強いことは事実であります。勿論これは酒税の保全との関連もあると思ひますけれども、非常に酒に對してはいろいろと大蔵省の、或いは政府の統制というものがまだ／＼抜け切つておらんと思ふのであります。これと自由経済主義とまあちよつと両立しないやうに思ふのであります。將來は成るべく統制をどん／＼統制と言つては語弊があると思ひますが、名前を調整と使われておりますけれども、これをどん／＼外して行つて自主的にやらして行くという方法を考へておるか、それともこの程度の調整は將來相當長く続け行つて行くつもりであるか、この点をお伺ひしたい。

○國務大臣(向井忠晴君) 何分税金が高いために放りっぱなしにするということではできませんので、この程度の調整というものは暫く止むを得ないかと存じております。

○菊川孝夫君 次にその組合について最後に御伺ひしたいと思ふのであります。この組合はどちらかと申しますと、政府の監督の極めて強い、曾つてのまあ公團であるとか、或いは統制会というやうなおいが非常に強いやうに私は思ふのであります。従つて

ややもしますとこの組合を利用しまして、官僚がこの組合を利用する危険が多いと思ふのであります。將來この組合を利用する危険が極めて多いということを考えますときに、大蔵大臣はこの組合に對して飽くまでも自主性を持たしてやつて行くつもりであるか。或る程度はこれを調整の御用機關に使おうという意圖で出しておるかどうか、この点をはつきり伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(向井忠晴君) 官僚の肚の中は私にはわからないわけですが、併しそういう考へでやつておるものと私は考へません。十分組合のほうの自主性を引出して、そして只今の法律に出ております組合の機能を全うしたいと考へております。

○菊川孝夫君 今度この技術の進歩と申します。酒造技術がだん／＼向上するに従ひまして、どうしても大企業化する。酒も昔の通りの造酒屋ではだんだんと太刀打ちがでなくなつて来ると思ふのであります。そうすると大企業と小さい本當の田舎の造酒屋との間に非常に競争がむずかしくなつて来るだらうと思ふのであります。その調整を成るべく大きくしてやつて行くとするつもりであるか、それとも小さい昔ながらの酒屋をそのまま育成して行く、温存して行く、これは技術でも非常に違ふと思ふのです。大企業の場合と小企業の場合、何でも同じですけれども酒などはその違いは少いかと思ひますけれども、それでも小さいのはだん／＼やられてしまふやうなふうになると思ふのであります。その点につきまして、広告するにいたしましたも、或いは百貨店その他の販売

網にいたしましたも、どうしても大企業には押されてしまふやうなことは考へなければならぬと思ふのであります。將來大きなのをたくさんこしらえて、それで以てまあ極端に申しますと、やはり宝酒造であるとか、あやうやうな大きな宝焼酎あたりには押されてしまつて、小さい焼酎ではとても太刀打ちできん、こういうふうになつて来ると思ふのであります。田舎の小さい酒屋あたりは將來そういう段階に必ず来ると思ふのであります。これを保護育成して温存して行く、こういう方針をとられるのか、やはり大きいのをどん／＼こしらへたら能率も上がる、経済的にいい、こういう方針をとるのか、この点についてお伺ひしたい。

○國務大臣(向井忠晴君) これは政府として、このどちらを推すと、温存主義か、小さいものの温存をしますか、或いは大きいものを奨励して大きくして行くか、こういうふうなどちらにも向う考へは持つておらないのですが、酒は私はよくわかりませんが、それぞれ酒造の人により或いは方法によつて特質を持つておるものだらうと思ふのでございします。そうしますと、その持ち味というものが生きて參つて、相當の期間、この規模は小さくてもそれが温存されて行くことになるんじやないかと考へております。大きなものを助長して、小さいものを潰して大きいものが伸びて行くほうに向かわせたいとは考へておりません。

○菊川孝夫君 そういう意味じやなしに、自然のままに放つておけば、放任しておけば、あなたの先ほど言われましたやうに成るべく干渉しない。保護

政策、そういうものをとらないということになりますと、どうしても大きなのは広告費もたくさん使え、それから瓶にいたしましても大量注文できる、小さいものはそうできませんから、準備はどうしても高くつくというので、競争において小さいのはだんだんと押されて来るというところは一番考えなければならぬと思うのであります。従つてその小さい業者に対しては或る程度保護政策もやらなければならぬ、こういうふうには私は考えるのであります。この点はどうかお考えですか。あなたは自然の波に任せておく、そうすればつぶれても仕方ないというふうなお考えのようでございますが、この点を、酒税の保全、酒類業組合法と非常に関係があると思ひますのでお伺ひしたい。

○國務大臣(向井忠晴君) 一応御尤でございまして、焼酎と酒は飲んで見ましても性質の違ひのたうらうと思うのであります。酒のほうにおいては焼酎のときほどに著しく大量生産の面を押して行ける、こういうものではないと思うのです。保護政策をとつて行かなければ小さいものが生存して行けないということもないように考えております。

○小林政夫君 今の販売免許ですが、大臣によく知つておいて頂きたいのですが、こういう免許制度をとつておるために相当権利が発生いたしました、営業権というふうなものも相当評価されるというふうなこともあり、なかなかこの免許を得ることについては相当みんな運動するわけです。それで大臣の部下の職員についても余り芳しくない風評の立つこともある。それで

免許の基準を昨日もいろいろ事務当局にお尋ねしたのですけれども、なかなか公表をしたがらない点もあり、それはしよつちゆう時々変るといふようなことであります。そこでまあ我々も一応手続の実際経験があるんですが、実は一カ月前には相当ルーズに許可をしておつたのですけれども、一カ月ほど前から締めることになりましたというふうなことで許可されない。どうも大蔵省事務当局の恣意的と言つてはおかしいですけれども、大蔵当局の専断によつていろいろ變つて来るというところは、そこにもどうも我々としては割切れない問題が残る。で今度のこの酒類審議会の諮問事項として、この酒税の保全法の八十五条によると、いろいろ需給調整については酒類審議会に諮問をするによつて、そこで今の免許は製造免許についても、販売免許にしても、相当需給調整に関係があるわけです。

法文には勿論明らかになつておりませんから、恐らくこのまま置くならばそういう免許の基準等を設定する場合においても、従来通り大蔵省内部限りにおいてやられることだらうと思うのですが、少くとも全体の需給と睨み合せて或る程度の製造石数を殖やすのだとか、製造メーカーを殖やす、販売、卸売についてはどうだ、それから又どういふ資格のものをどういふ基準で殖やすのだという免許基準を設定するとき、又変更するとき、これは少くとも酒類審議会へ諮問をしてその議を経る、又一般にも或る程度公表してやられるようにするのが至当ではないかと思うのですが、大臣如何お考えですか。

○國務大臣(向井忠晴君) その点は十分検討いたします。

○委員(中川以夏君) ほかに御質問ございせんか。(進行と呼ぶ者あり)

大蔵大臣は衆議院の予算分科会に出席を求められておりますので、大蔵大臣への御質問はこれで打切つてよろしうございませうか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員(中川以夏君) それではどうぞ大臣お席になつて結構です。それは渡邊主税局長に対する御質問をお願いいたします。

○菊川孝夫君 組合法について若干お伺ひしたいと思ひます。先ず第一条の「酒類の適切な需給調整」とあります。が、この適切な需給調整というのはやもいたしますと、これはどうも酒屋さんと税務当局との関係からいたしまして、業者本位の需給調整に陥る虞れはないか、と申しますのは、利用者本位の安い酒が飲めそうになつて来るとう組合に統制をきつてとめさせてしまふ。そうしてちよつと値段が上つて来たといひますと、引張りだこと申しますか、プレミアムがつくといつたやうな、闇が利くといふことになつて来る。と又出させる、こういう虞れがこれは多いと思ふのであります。この適切な需給調整というのはいふの線を考へるになつておられるか、この点をあらかじめ構想をお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(渡邊主税君) 適切な需給調整というのは言葉の上だけでございまして、なか／＼どの線が具体的な線かという点が非常に具体的には問題があらうと思つております。やはり

酒も一つの商品でございまして、その間の需給関係によつて相当に値上り値下りがあるということは当然のことだと思つております。ただ何分先ほど来お話ししておりましたように、酒の価格の中に占める税金の割合が非常に大きいといふことがやはりこれは見逃し得ないことだと思つておりますので、従ひまして、若し酒の税金をまあいおぼ落納でできるだけ政府のほうへ損を保持して行くといふつもりで若し肚をきめた人があるとなれば、かなり大きな幅の値下げも実はできるわけでございます。一月くらい丁度納期までの期間をそれで以て売却とすれば、税金としましては相当大きく溜つてしまふわけでございます。その辺に税務当局として相当大きな関心を持たなければならぬ。何千万といつた程度の溜り方は実は非常に簡単なことでありますので、そこに実は我々の心配もあるわけでございます。我々といひましたのは、酒屋本位の政策をとつて行くといふつもりは毛頭ございせん。従ひまして具体的にこれがこの法案を基礎にしまして、事例として現われて参りますのは、結局例えは製造の規制の問題、或いは価格の規制の問題といふところになつて来るわけでございますので、その場合におきまして大蔵大臣の認可としましては、その規制なら規制の決議が消費者に不当に不利益を与へるものであつてはならないといふことがまあ認可の一応の要件になつておりますが、同時に又大蔵省だけで判断するといひますと、今そういうことになりはしないかと御心配になつておりますまあメーカー中心の、或いは酒屋さん中心の規制にはせんか。それで今

度の法律は何と申しましても独禁法の特別法という觀念がありまして、従ひまして消費者のいわば利益代表と見られるのが公正取引委員会だといふふうな考へていいのじやないかと思ひます。でまあ大蔵省のほうの考へ方はともすれば酒の税が中心、或いはそれを重んずる意味において業者の人について相当手厚いような方向に曲り勝ちになりはせんかと、これが今の御心配ではないかと思ひます。公正取引委員会は恐らく私は消費者の利益を中心とした物の判断をして頂けるのじやないか。従ひまして大蔵大臣といひましては、認可をいたします場合においては公正取引委員会に協議しまして同意を得なければならぬ、こういうことが一応はつきり法文の上で以て規制してございまして、従ひまして、大蔵省のほうで考へております税金を中心とした物の考へ方、公正取引委員会のほうで恐らく考へるであらうと思ひます。消費者の利益を中心とした考へ方とが、そこにおいておのずから一つの調整を得られるのじやないだろうか。従ひまして、まあ税金を中心にとすれば大事を取りたがる。そのために消費者の利益を阻害されるということとは、公正取引委員会の同意を得るといふ要件の故に恐らくはそれほど御心配にならないであらうか、かように考へまして、法制の上におきまして、或る意味においてチェック・アンド・バランスをここに求めるようにしたいと思ひわけでございます。

○菊川孝夫君 そうすると次の後段になりまして、第一条の「必要な措置を講ずることができるようにし」このあ

に、これが著しなきなられにない。場合にはなすと、かようなふう配慮をして法案を作つたつもりでございす。

○菊川孝夫君　その配慮はよくわかりますが、何らかほかの機関に提訴しまして、これを認定する、公正なもの認定するということがない限りは、その地区の組合におきましては利害が相一致する場合も勿論あります、商売敵ですね、みんな……。これは宣伝その他販売戦になつて来ますと、これはどちらかというと商売敵でございすので、人に憎まれておりまされば、あれ、やつちまへというよう

な危険が将来あるのじやないかと私は考えます。これは労働組合の除名とはちよつと趣を異にします。商売敵……商売敵という表現は極端かも知れませんが、大体そういうふうに解釈して差支えないと思います。そうしますと、そういう危険も、役員連中が、将来実権を握つた役員とその役員の改選問題等についてこういう団体が揉める場合が多いと思います。それらについての指示とかいうようなものも、まさか一々そういうことについても税務署や税務当局が指示するようになったらこれは行き過ぎじやないかと思ひます。それ

てお説の精髄といふものが必要なんだ。かゝる御検討願ひたい。将来問題が起らなければいいじやないかと言ひましても、こういう法律なんかというものは起らなければいいと言つて放つておけないので、相当考へて置く必要があるのじやないか。業者の組合におきましてはよくあるのですから……。できたばかりはいが、一、二年たてばややもするところ

ういう危険があると思うので、今の御答弁では不満足でありますけれども、一応承知して承知しておきます。

次に第十四条でもう二、三点伺いしておきますが、第十四条で酒造組合にありましては三分の二の数が揃い、而も移出の二分の一という条件を条件にいたしております。そうしますと、その地区内に例えれば相当大きな酒屋さんと小さいのとある場合を仮定しますと、それが二分の一以上揃っている業者が一人だけおれば入らんとした場合には、数は三分の二揃いまして、石数は揃わぬ、これがために組合ができん。これは余りこういうことは意地の悪い考え方とおつしやるかも知れないけれども、ややもすればそういうことがある。商売敵というところから大きいのと小さいのと連合してややもすれば対立することになると思う。そうしますと、二分の一を持つている業者が一人頭張つてゐるために組合ができん。そのときは税務署の御意向でやるということになれば別であります。最初お尋ねしましたら、飽くまでも自主的なものだという事になりまして、そこはちよつと調整がむづかしい問題になると思うのですが、そこになぜ二分の一という石数をお入れになったのか、その理由をお伺いしたい。

○政府委員(渡邊喜久造君) 今お尋ねになりましたような事態が生じて参りますのは、大きな業者と小さなメーカーとが対立しているわけですね。その場合におきましては実は強いて組合を作らせますと、却つて小さなメーカーの三分の二だけではいろいろ問題において紛争の種が出て来るということも実は逆に考えられるわけなんです。こ

います。それで確かに酒類の全体ではございせんが、一部の酒類におきましては、大きなメーカーと小さなメーカーとの間に恐らく相当の……現状と言いますか、そのままで放つておきますと、まあいささか対立的な空気が出てやせんかと憂慮されてゐる面がないのじやないのですが、その場合におきまして、一応そういうような事態をむしろ憂慮いたしまして、やはり小さなメーカーの人はとにかく三分の二以上なきやならんという事において一応小さなメーカーの人の要請を満たし、同時に二分の一以上の石数がなきやならんということによつて大きなメーカーの人の要請を満たそうといつたようなところに、お互いがまあその二つの要件が兼ね備わりますと、組合ができないうけでございまして、むしろそういう大きなメーカーと小さなメーカーとがお互いに相手の立場を理解し合うことによりまして、相互に互譲、譲り合うことによりまして、組合の設立ができて行くという事態を我々のほうとしては希望しているわけでございます。そして、この二分の一というふうな意味の制限もございせん、まあ小さなメーカーだけが組合を作る、大きなメーカーは常にアウト・サイダーである、こういうふうな事態が生じてゐるわけでありまして、むしろ業者が、大きなメーカーがひとり二分の一を作つてゐるからといって、三分の二以上の人が集まりませんと、組合はできませんわけでございますので、両方の要件が兼ね備ふることによつて、一種のチェック・アンド・バランスの法則をとるほうが、むしろ組合としてはお互に譲り合つてうまく行くのじやない

だらうか、実はかように考えておられて、販売のほうにおきましては、その大きな、小さなと言ひましても、販売では石数までも入れる事態もございせんし、それほど憂慮されるような事態を我々のほうとしては頭に思い当りませんので、これはとにかくやりた。併し酒造のほうにおきましては、多少そういう懸念のある事態がないわけでもないものでございまして、むしろ大きなメーカーは大きなメーカー、小さなメーカーは小さなメーカー、ただで済んだ、小さなメーカーは小さなメーカーだけで済んだという事で、チェック・アンド・バランスの法則でやつたほうがむしろよく行くのじやないだらうかと、かように考えておるわけでございます。

○菊川孝夫君 はい、わかりました。次に第十六条の規定でございますが、これについては組合員の権利及び義務に関する規定を明示する必要があるかどうか、定款にこういうものを書けという場合にすね。というのは役員を選挙権であるとか、それから総会を開催することを要求する権利というふうなものは、これはこの定款に示すという事を言うておくと、将来この組合が理事だけで統治をきめてしまふ。統制といひますか、自主統制ですね、その統制方法をきめてしまつても小さいメーカー等においては非常に困難をやつて行つたのじや困るというので、理事になるのは大抵大きな有力者がなつちまつて、その小さいところはどももそんな統制をきめてもらつたのでは困るというので、總會を開会しまして、これに対して異議を申立てることができるといふような、三分の一の

要求があつた場合には臨時總會を開かなければならん、こういうことをきめておく必要もあるのじやないか。これは組合費の納入とか、服従の義務というものは定款にはやはり規定する何は必要だと思つたのですが、ところがそういうのを法律にきめようといふことで法律には言うておるのですが、余り大体何でもきめていいといふことは危険だと思つたわけですね。条文にはきめなければならんと思つたところなんです。が、組合を作るといふことはやはり自主性のある統制といふことが大事だと思つた。私は労働組合らしいことを申しますが、そんな極端なことは、業者は恐らく一杯飲んだら解決するだらうと思ひますが、併しこういうものでも存在できたあとで長くたちますと、先ほど申しましたお互いに商売敵である以上は、反目するであらうことは、酒屋さんにはないでしようと思ひますけれども、出て来るであらうと思ひます。その点一つ定款にもきめておくといふふうにしておく必要があるのではなからうかと思ひますが、この点をどう考へておるか。それからもう一つは年次總會に関する規定、或いは會議成立の規定、會議がどういふふうにして成立するかといふようなことは、やはりこの定款にきめておかなければ、これは重要な関係があると思ひます。それは成立の規定がないと、三分の二だけでは困る。こういうふうにするのです。が、この点について将来あなたのほうで認可をされる場合に、そういうことを心配して、成るべく組合員を保護するようにするのだとおつしやれば、別でありまして、この点一つお伺ひしたいと思ひますが。

○政府委員(渡邊喜久造君) お答え申し上げます。今御指摘になつた中の重要な問題として、実は定款でなく、法律自身に相当規定してあるつもりでございます。例へば總會の招集の問題でございますが、二十三頁三十四の二以上の者が集まると、例へば總會の招集ができるとか、といつたようなことも規定してございまして、又商法の規定がかなり大きく準用してございまして、この点いろいろな事態についての制限はでき得るのじやないか、従ひまして、ここに書きました定款の必要記載事項としましては、大體他の法令に從ひまして、法律のほうでその物ざらひとして規定しておりますことは、これはむしろ避けておいて、それ以外の必要なことを定款記載事項としてここに規定してある次第でございます。まあお話の中で特に重要だと思はれる事項は、どちらかといへば法律自体の上に規定しておくといふふうには我々は考へまして、従ひまして定款は一応必要記載事項としてこの程度でいいだらう、こういうふうには考へまして立案してある次第でございます。

○菊川孝夫君 そうしますと、法律でそういうものをきめるという事は、やはり定款でききめさせるのが本當に自主的に任せるといふことになる。法律で規制するよりもやはり定款できめておくというのが本當の行き方じやないか。私は先ほど御説明の点も読んでみて知つておるのですが、実はこれはあとで論議しようと思つておつたのですが、今御答弁がありましたから、ついでに申し上げますが、これは定款に規定しておくのが本當の正しい行き方では

ないかと思うが、この点についてもう一べんお答え願いたいことと、もう一つ第二十八条の、酒類業組合の理事に對し、債権者はいつでも定款その他の書類の閲覧、謄写を要求する権利を認めた理由、これは大体どこでもこういう組合に對しましては、債権者は閲覧や謄写を理事に對して要求することができ、組合の債権者であるということだけでそんなことができることにならなうか、これが一つ。これはどういふ關係から引つ張られたのか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 今のまゝ少数組合員の保護という問題は、定款にきめておくのも一つの方法でございますが、もと／＼まあ定款の議決というのとは三分の二以上の多数決という關係になつておりますから、やはり少数組合員の保護というのはいさゝか法律のほうに規定しておいたほうがいいんじゃないか。定款で以て任せると、少数組合員の権利というものがそれほど厚く保護され得るかどうかという点が疑問であらうというので、他の法令の例にも従ひまして、実は法律にきめた次第であることを御了承願ひたいと思つております。

それから今の二十八条の問題でございますが、これは商法に大体これと同じような規定がございますので、商法の何条か今ちよつと調べてみたいとわかりませんが、商法に大体同じようなことがございまして、結局定款、總會の議事録、それから組合員名簿といつたような程度のものでございまして、この程度のもので債権者が閲覧を求めることができるといふことは、組合のほうとしましては強いて支障のない問題だと、かように考えまして、商

法の規定を一応こゝへ取る程度まあ必要なる書直しをやりまして入れておいた。かような次第でございます。ちよつと……只今商法と申しましたが、訂正させて頂きます。これは協同組合法にこういう規定がございます。今商法のこういう規定がございまして申し上げましたが、それは誤りでございまして、協同組合法にこういう規定がある、従ひまして、それをこの法律に合うように適当に字句の多少の修正を加えましてかようにいたしましたのであります。そのように答弁を修正させて頂きます。

○小林政夫君 簡単なことから順次にお尋ねいたします。

酒税法案のほうで三十六条ですが、この国税徴収法第四十一条を準用してゐるのですが、その中で四号に該当する場合を除いておる。これは破産の宣告を受けたときと、これはどういふことですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) この三十六条の規定は、ここにも書いてございまして、担保として差押える、いわば保全的な意味だと申し上げております。従ひまして破産の宣告を受けまうと、破産法のほうのいさ／＼な措置に移つてしまひますから、従ひまして担保として一応差押えるという措置はもう必要がないと言ひますか、むしろ効果がないという意味におきまして、破産の場合におきましては、破産法の本則によつてやつて行つたらという意味におきまして、一応この分を除いておくといふことであります。なお現行法によりまして、かような措置になつてゐるといふことを申添えさせて頂きます。

○小林政夫君 それから三十二条の八号、これは政令案に出ていないのですけれども、担保物件の「政令で定めるもの」とありますが、何か予定してありますか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 現在研究してゐますのは、株式で取引市場に上場されてゐるものを入れたほうがいいだらうか、悪いだらうかという点、実はまだ最後の肚をきめませんが、検討してあります。まあ市場性から言へば入れてもいいわけなんです、値上り値下りが相当最近のように激しい場合におきまして、絶えず増担保とか減担保とかいさ／＼な問題が出て来ますので、その点をどういふふうにかへたものだらうかという点で、まだ最後の結論を出してゐませんが、現在検討の對象にしてありますものは、市場に上場されてゐる株式というものを取り得る場合は取つたらどうだらうかといふことも検討してありますので、この八号を突入して頂きたい、かように考へてゐるわけでございます。

○小林政夫君 今度は保全法のほうですが、四十四条ですね、従業員に知らさなければならぬ、大体狙つておられるところはわかるような気がするのですが、第五十条とも脱み合せて見て一応立法の趣旨を話して下さい。

○政府委員(渡邊喜久造君) これはまあ中小企業安定法でございますが、あの協同組合に関する調整組合におきまして同じような事態が生じたとき、これと同じような規定があるわけでございます、やはり従業員に對しまして、まあ或る程度のできれば予告といふことをすることがいいのじやないだらうか、尤もこの規定は罰則などもない、いわば訓示的な規定になつて

おるわけでございますが、まあ向うのほうにも入れてありますので、やはり入れておいたほうがいいのじやないかといふようなつもりでこの四十四条の規定を入れておいたのでございまして。

○小林政夫君 五十条を見ると、そういうことで首切られた者はなるべく優先的に採用せよ、こういうことがあるのです。そうすると当然首を切るかも知れんぞという予告にもなつて来るのです。今のような話を聞きますと、中小企業安定法をまねたので、大蔵当局としては、従業員だから業務運営をするのに今日こういう情勢にあるといふことを知らせておくといふ程度の意味ですか。予告を十五日前にするといふことは……これは大分御丁寧にやるわけですね。

○政府委員(渡邊喜久造君) まあ十五日前、但し緊急止むを得ない場合はまあ遅れても止むを得ない。従業員に對してもやはり或る程度の配慮は必要じゃないであらうかという意味におきまして挿入した規定でございます、まあそれ以上の意味もないのでその程度の意味であるだけでございまして。

○小林政夫君 その次は四十七条ですが、簡単な規定で、公告の方法を大蔵省令で定めるといふのはどういふふうにするのですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 公告としましては、やはり協定の問題は広く少くとも關係のかた／＼、更に消費者にも周知させる必要があらう、従ひまして大蔵省令としましては、例えばその地で発行される日刊新聞によればとか、何かそつちつたような事柄によればとか、多少のまあ定めをする必要があるのじやないであらうかと、かように考へて

おるのであります。

○小林政夫君 それと関連して、先ほど大臣に免許のことを伺つたわけですが、大臣は余り事情を知らんやうで、だから或る程度にしておいたのです、が、一体局長としては酒類審議会に免許基準を諮問する、こういう方法によつて公告する意思があるかないか。それがはつきりあると言われれば次の質問をしません。

○政府委員(渡邊喜久造君) 私も、実は大臣が御答弁なさつたと同じような意味におきまして、もう少し研究してみたいといふふうにかへてあります。今こゝで以てはつきりするやうな意見があるといふふうには明言する氣持はございません。

○小林政夫君 いや、やはり機会均等でね。實際情報に早く通じた者は相當のまあ營業權としても強化され、許可を得られるし、そうでない者は同じ條件を備えておつても時期を失するといふこともあるので、これはもう必ず公表すべきだと思ふ。いつ幾日という基準で製造業については免許をするとか、或いは販売、卸小売についてはこゝうするのだといふことで、若しやらないのなら当分どんな理由があつても免許しない。それでその場合には誰が頼んで行つてもどういふ請求を受けても動かないといふことで、はつきりこれは公明にやらないと、どうも無だ不明朗なものを感じざるを得ないといふことになる。その点は後にしましう。もう少し細かい免許のことについては……

それから七十九条の組合の区域であります、これは都道府県を以て原則とし、大蔵大臣の特に認可を受ければ

別の区域にすることが出来る。この酒に關しては別に都道府県行政等と直接密接の關係はない。むしろ局あたりの適當かも知れないのですが、地方区域ですね。特に都道府県で連合会があるというのはいふ……

○政府委員(渡邊喜久造) 製造業者の例をとつて見ても、酒の種類によりましては実是非常な差違があるわけでございます。現在清酒の業者のかたは酒造協会というものを作つておられますが、大體税務署単位で組合を作られてまして、そして都道府県単位で連合会を作られて、そしてそれが中央会にまあ結成して行く。こういう事例になつております。それから小売の販賣業者がやはり同じような姿になつております。でもあつたのか、或いは同じメーカーのかたでも焼酎とかこういうふうな業者のかたが非常にまあ税務署単位だけ考えますと、一つの税務署の管内にまあ一人とか或いは場合によつては御しなど一県でまあ一つ、県で一人とか二人とか、こういう事例も実はあるわけでございます。その場合におきましてはむしろ自分のほうの組合、自身が或いは県単位なり、或いは国税局単位なり、こういうふうな事例も出て来るのじゃないかと思つておりますが、一番業者の数の多い清酒の業者、製造の業者、それから小売の業者というかたの現在やつております組合の構成ですね、税務署単位を中心として先ず組合ができてまして、そして都道府県単位でそれが連合会を作つておる。こういうことになつておりますが、その組織に長年慣れておられますから、これを無理に變つた制度に作り直す必要もなから

うというので、一応まあ業者の数の一番多いそうしたものを頭に置きまして、原則を定めまして、そして業者の数の少い、同時に違つた事情にあるものにつきましては、特例が作られる、こういうふうなふうに法文を書いておくのがまあ適用する場合におきまして、一番よからうというので立案されておる次第でございます。

○小林政夫君 九十四条ですがね、公正取引委員会との關係、第一項は「同意を得なければならぬ」といふので、次の第二項で「協議しなければならぬ」とありますね。その協議が整わなかつた場合はどうされますか。それから第三項のこの公正取引委員会が請求をした場合、大蔵大臣は必ずその請求通りやるのかどうか。先ほどの菊川君の第一問と關連するわけですがね。

○政府委員(渡邊喜久造) 私のほうでは、この法文をこういうふうな解釈しております。第一項の「同意を得なければならぬ」とこの場合におきましては、同意が得られなければ結局認可はできないというふうに考へております。それから第二項によりまして、勸告し、命令しようとするときに協議をしなくてはならぬ。この場合におきまして、協議が成立しなければ勸告命令はできない。一項と同じように同意がなければできない。そうすると、書き方を同じにしたらいじやないかという御意見もあらうと思ひますが、それは別として、この趣旨としましては、協議が整わなければできない、ただ協議して向うが反対……併し一遍協議したら大蔵大臣として命令する、勸告するということは考へており

ません。それから第三項でございますが、この場合におきまして、結局大蔵大臣に対して処分を請求する、これやはり大蔵大臣が公正取引委員会の請求を是なりとし、いわばこれも両者の間に同意があるという場合におきまして、必要な措置ができる。従つて一方的にただ請求があつたという場合におきまして、大蔵大臣が請求があつた故にその措置をするということに考へておりません。この場合におきましても、やはり公正取引委員会と大蔵大臣との間に同意が要件となる、かように考へております。

○小林政夫君 第一項、第二項のほうはそれで了承しましたが、第三項の請求があつた場合に、大蔵大臣が納得しなければ処分しない、こういうことになるとですね、いわゆる消費者保護という点から行くと、まあ公正取引委員会は協定内容が四十三条第二項に該当するものであるという判定をされて、これがまあ大蔵大臣のほうにずつと持つておれば、主に判定の問題なんです。一応実施してあるから非常に強いわけですね。一項二項の場合はやううとするわけだが、この三項のほうは実施してあるものを変えられろのだ、そうすると、どうしても恐らく私の見通しでは、大蔵大臣のほうに業者保護という觀念が強くなるだらうと思ふ。そこでなか／＼処分ということが、時期的にくつきり見解が一致することがむずかしいのじやないでしようか。

○政府委員(渡邊喜久造) まあ大臣といたしましては、消費者の利益を無視した判断を下すつもりは毛頭ございせんが、一応形の上だけから言ひまして、片方は酒税の保全ということが

頭に置く中心になる、片方は消費者の利益を中心にするという形式の問題だらうと思ふ。当事者によりこれが違ふと思ひますが、それはあり得ると思ひます。従ひまして、認可をする或いは命令するといふ場合におきましては、取消場合と丁度逆な事例で、まあ向うのほうで公正取引委員会のほうで、なか／＼消費者保護という点をまあ重点にとつて、そう簡単に同意しないかも知れない、その代り一回認可がありましたら、或いはもうすでに認可があつたんだからというので、大蔵大臣のほうで酒税保全を中心にしてなか／＼その修正に感じないかも知れない、御心配は御尤もだと思ひますが、結局まあ向方の当事者の意見の一致によりまして、それが行われておるわけでありまして、この規定の運用につきましては、大蔵大臣といたしましてはやはり公正取引委員会の立場を了解し、公正取引委員会としても大蔵大臣の立場を了解して頂く、従ひまして両者が片寄つた意見のまあ代表者といつたやうな姿になりまして、常にその間に意見の食い違ひができるといつたやうなことのないうちに、十分留意して運用して行くといふことにいたしたいと思つております。

○小林政夫君 一応御答弁としてはそのうなるでしようが、併しこれはですね、最近、明日にでも提案を予定されておる独禁法の改正と全く符節を合はしておる。独禁法の中においても今度問題になつて遂に閣議決定まで持込んで、通産側と公取側の意見が合はず、全くこれと同じ書き方であるとして承しておる。けれども実際に独禁法の実施のときに問題になると思ひますが、こ

ういうふうな主管省と公取のほうと意見が合はなかつたときに、實際発動するにも発動せられない、こういうときは時機が問題ですからね、非常にチャンス、時が重大なんで、そういうときにスムーズなスピーディーな処置ができるということが、そういう場合にやはり意見が合はなかつたときに、どこかで裁定するといふ線がないと動きにくいのじやないかと思ひますね。

○政府委員(渡邊喜久造) 独禁法の法案をまだ見ておりませんもので、これはそのまゝ符節を合はしたやうな条文になつてゐるかどうか、実は私存じませんが、ただこれだけは申し上げられると思ひます。この酒税の保全のほうの法案におきましては、その目的が相当限定されておりますし、対象も限定されてゐるというので、故だと思ひますが、公正取引委員会との話合におきましては、両者は至極意見の一致が割合簡単に見られまして、そしてお互いが独禁法の場合におけるやうに閣議で議論し合ひ、そこで採決を行うといふやうな事態にもならないで、極めて事務当局のほうで簡単に話がまとまつたといふやうな事態でございまして、従ひまして私といたしましては、独禁法の場合とこの場合とは字句におきましてどうこうということとは別といたしまして、大分対象も違ひますし、目的も非常に限定されておりますから、従ひましてその御心配配ななければならぬ事態は発生しないやうに努力して参りたいし、又できるのじやないだらうか、かように実は考へております。

○小林政夫君 この酒については、今の免許制度があつて相当にゆる完全

な独占事業的な運営をやつておるの
で、むしろこれは公取から言えば、こ
こへ入つて来たのは前進ですからね。
一般の通産省所管或いは農林省所管の
各製造業等については公取としては後
退なんです。そこで問題が起つたわけ
です。だからこのほうはむしろ大蔵省
側が一步後退したと言つてもいいくら
いなもので、その後退、前進の結果は
違いますが、併し現われる形において
はこういうことになつた。これはもう
あとは議論になりますから言いません
が、相当将来運営面においては問題が
起るだろう。次の機会においては何か
これを考へておかなければならぬのじ
やないかと思ふのです。いづれ独禁法
等の審議の際にそういうことは問題に
なると思ひますが、問題は残るだろう
ということをご指摘いたしておきます。

○政府委員(渡邊喜久造君) 御心配は
或る意味においては御尤もと思ひます
が、我々のほうといたしましては、十
分公正取引委員会と意見の疏通を図り
まして、御心配になるような事態の発
生しないように努力して参るつもりで
あることを申し上げておきます。

○小林政夫君 それから前に戻ります
が、酒税証紙は施行令を見ると、この
際輸入雑酒について実施をすることと
してありますが、一体だん／＼その範
囲は拡充して行くつもりであるか、こ
の酒類業組合の事業の第一には酒税証
紙の徹底ということが書いてある。そ
うすると非常にその酒税証紙というこ
とにウエイトを置いて考へておられる
ということになるが、ただ当面は輸入
雑酒だけだが、将来は全酒類に及ぼす
というつもりであるか。

○政府委員(渡邊喜久造君) その場合

におきましても、全酒類に及ぼす必要
があるかどうかという点については相
当検討を要するものと思つておりま
す。私自身現在是非やる必要があり、や
つたらいいじやないかと思つておるの
は、施行令案を網で出しました輸入雑
酒でございます。これは御承知のよう
に相当運送車から流れて来るといつた
ようなこともあるのじやないかと思ひ
ます。正規の税金を納めていないもの
もございまして、輸入業者の利益の
ためからいたしまして、やはり証紙
制度を実施する必要があるのじやない
かと、こういうふうにご考へております。
一部議論をいたしましては、とかく
びん詰の酒につきまして中間の流通過
程におきまして水を入れる、いたすら
する。従つて証紙制度を実行するのが
消費者のためではないかというふうな
意見が実はございしますが、併しまあ一
部そういうことはいくらも考へられ
んでもありませんが、併しそのために
全部のびん詰に証紙を貼つて頂くとい
うことは、これは業者のかたに非常に
大きな負担になるわけでございますの
で、現在といたしましては、私はそれだ
けの大きな負担を業者のかたにお願
いしなければならぬというほどには思
ひつておりません。ただ事態の推移が
或いはそういうことになるかも知れま
せんが、私はそういうことにはならんこ
とを実は希望しております。従いまし
て、そういう事態の生じた場合にお
きまして、こういうことが、もう少し
ひどくなるということも全然ないとは
言えない。我々もいたしましては、差
当つて是非必要だと思ひますのは、輸
入雑酒でございますが、その他の酒類
につきましてはできるだけそういう

ような業者のかたに特別負担をかけな
いで、なおかつ正しい流通が行われる
という事態に全体を持つて行くといふ
ことに努力をして参りたいと思ひま
す。

○小林政夫君 昨日のお話では、製造
免許の場合に、税務署長がやられると
いう方法ですが、これは割當をして、
大体どのくらいの石数までは許しても
いいという一応の案を立てて、その基
準に基いてやればやれる、できるとい
ふようなお話があつた。これは考へて
みると、そういうことをやろうとすれ
ば全国各税務署別に許可可能石数とい
うものを酒類別に出して、その枠内で
誰を許可するかということをやること
になるので、それはとてもできる話で
はない、行政的に……やれますか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 昨日お答
え申し上げましたのは、酒類供給調整の
際の製造免許の統制方式で、私が申し
上げましたのは、国税局ごとに割當て
その範囲内でやるという意味ではござ
いせんので、むしろそういう必要が
起つたらそういうことをやつたらどう
かというふうなお話に承つたのです
が、私といたしましては、むしろそう
いうことは困難であらう、酒税保全と
いうのは、酒税保全のための免許につ
きましては、酒類の製造数量が毎年変
る、従いまして二十七年度は五百二十
万石、二十八年度は六百七十九万石に
なるので、そこで或る程度免許関係
も、特に販売業者でございしますが、緩
めてもよいような事態があり得るので
はないか、こういうふうにお答え申し
上げたつもりで、五百二十万石から六百
七十九万石に殖えました部分を各国税
局に割當てて、その範囲内で免許を緩

めると、こういうつもりではございま
せん。殖えた部分につきましては、或
る程度地域的に販売業者の数の少い
所、或いは販売業者をもう少し殖やし
たら酒の消化も容易になる所は免許す
る必要があるのではないかと、こうい
うように申し上げた次第であります。

○小林政夫君 それでは改めて聞か
ますが、私の昨日質問した趣旨は、法文
は税務署長と書いてあるけれども、実
際にはでんじんじやないかと言つたのに
対し、愛知さんは、今の変態的な情勢
では例えば引揚者がいる、復元者がい
るといふ状況下において止むを得ず国
税局長或いは国税庁のほうにおいて審
査しているけれども、その変態が解消
すれば法文通り実行できる、原則は税
務署長でやる、こういうことであつた
が、併し需給調整ということ考へられ
ば、先ほど大蔵大臣に御質問のとき
に言つたように、税務署長では実際に
はやれんじやないか、そのときにあな
たは、こういう方法でやればやれるで
はないかというお話であつたが、実際
の要領を僕は聞いたわけです。実際に
は税務署長限りで製造免許を確信を持
つてやらせ得る行政方法があります
か。

○政府委員(渡邊喜久造君) 結局免許
の場合におきましては、製造の場合、
販売の場合、或る程度ニュアンスはこ
ごいいますが、大体二つの要件が必要だ
と思つております。一つは、先ず以つ
てその製造上或いは販売上の具体的
な、例えば製造場であれば、その製造
場が果して酒の製造場として然るべき
設備をちゃんと備えているかどうかど
うだろうかといつたような、非常に具
体的な事態のやばい問題があると思つ

ております。それから販売であれば、
やはりいろいろ地域によつても事態が
違ひますから、新らしく新開地などで
以て住宅が殖えて来た、需要者が殖え
て来た、そこに酒の販売、小売を許
すような場合と、もうすでに人口は余
り殖える余地がないような所で、小売
業者の数がとてもむしろ相当多いと、
まあこういう二つのような事態、そうし
たいわゆる現地的な事態、これがやはり
免許をするかしないかの判断の一つの
有力なる材料じやないか。すると、も
う一つの問題は、御指摘になつており
ます、全国的に見て、これはまあ特に
製造なんかの問題だと思つております
が……

○小林政夫君 製造と卸しですよ。
○政府委員(渡邊喜久造君) 製造、卸
し、併し卸しにしましては、やはりこ
れも例えば東京なら東京の地帯におけ
る場合と、それから田舎の府県におけ
る場合と相当事態が違ふように思つて
おります。或る果では甲の卸しの協同
組合のほうには乙の卸しの免許を持
っている人は一人しかいないといつたよ
うな事態が現にあるのをごいいますか
ら、従いまして、中央で考へては頭
と、やはり現地で考へる頭とが両方必
要なわけでございます。我々のほう
の考へ方としましては、むしろ現地の
考へ方を中心にして、そうして必
要な或る分については中央で以て統制
して行こう、何と申ししまして第一線
の意見が一番有力なものと思ふべき
ではなからうか、かような考へ方にお
きまして、同時に中央における統制或
いは国税局における統制というよう
なものは、先ほど来申し上げましたよ
うに、相当事態の推移によりましてい

いる案の場合も考えられます。併し現地の事情というのが必要なのは、これはもう恐らくこの免許制度のある限りにおきましては変らない。従いましてやはり免許の責任者は税務署長で、必要に応じて国税庁なり或いは国税局が監督的な立場において或る程度の指示を与える、こういうような物の考え方が一番適當ではないか、かように考へてゐる次第です。

○委員(中川以良君) ほかに御質疑はございせんか。
○野澤勝君 採決前に當つて……質疑を打切るといふ御意見があるのだが、その前に私が政府に要求しておいた資料が渡つて来ないのだが、資料の来るまでは私は採決に入ることとは反対です。

○政府委員(藤崎潤君) 昨日御要求になりました雑酒に米を使う場合の効能書につきましては、現在作成しまして早速お届けしたいと思つております。現在作成中でございます。その雑酒の養命酒は長野県にございまして、私も一応の効能書は知つておりますが、念を押しましてその効能書を現在確め申してございます。もう暫くお待ちを願ひたいと思ひます。

○野澤勝君 その点暫くという点が、採決に入つてから暫くかわらん。若し政府が採決を急ぐなら、議員の要求した資料に対してすぐ答へなければならん。こんなことは当然わかり切つたことだ、怠慢だよ、雑酒の問題だけだよ、それじや困る。

○政府委員(渡邊喜久造君) 非常に遅れて恐縮でございますが、今資料として提出いたしますにつきましては、万一間違つてはいかんということで確か

めておりますので、本日の夕方までには提出できると思ひますので、今暫時御猶予を願ひたいと思ひます。

○委員(中川以良君) 野澤委員にお尋ねいたしますが、その資料が来るまでは採決を待とうという御意見でいらつしやいますか。……主税局長にお尋ねいたしますが……速記をとどめて。

〔速記中止〕

○委員(中川以良君) 速記始め。

○政府委員(藤崎潤君) 昨日野澤委員の御質問になりました米を雑酒に配給いたしてゐるが、この貴重な米を雑酒に配給するならばそれ相当の理由があるであらうと、その配給いたしてありますのは、私がお答え申し上げましたのは、大体古くからやつておりますところの薬味酒と言つておりますが、養命酒について配給いたしてゐるわけでありまして、昨日早速調べまして、その石数は大体五百石程度配給いたしてありますが、この製造方法は大体味噌と同様な製造方法でございまして、これに薬品を入れます養命酒として出すわけでございます。有名な天竜館の養命酒というののもこれの代表的なものでございまして、その効能書は、米を使うことによりまして、米のエキスを相当酒の中に溶け込みまして薬品の効能を発揮する、こういうふうに入れますが、その他の草根木皮と申しますか、こういうような薬を入れています。

○委員(中川以良君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員(中川以良君) 速記を始めて下さい。

それでは別に御発言もないようでございますが、質疑は終了したものと認めて御異議ございせんか。

○委員(中川以良君) 御異議ないものと認めます。

○伊藤保平君 これを同案とも一括して議題に供します。

○伊藤保平君 同案に賛成いたします。但し酒税法案につきましては、殊に税率につきましては、今減税をして酒価を引下げることは一般の世論であります。又消費者の期待にも副うものでありますから賛成をいたします。この実施面について二、三の意見を申述べておきたいと存じます。

第一点は、今回の減税は多く作らせてこれだけのものを引下げるというやり方でありまして、各酒類ごとに増産高が果して消費面の欲求しておるか、即ち需要とマッチしておるかどうか、又その減税の率が権衡を得ているや否やの点については多少疑問があるものであります。一昨行われまして酒の世論調査によりまして、清酒二級の好む者が圧倒的に多かつたのに、今度の改正案の引下率は清酒二級では二割二分四厘、而もその当時それよりも一般の要求の少かつた合成酒のほうが二割六分一厘という減率歩合になつておりまして、どうも釣合いがとれておらんように思ふのであります。又今回

の引下げの狙いの一つであります。密造酒という点から考へて見ましても、焼酎の三割以上の引下げは当を得た措置と認められますが、密造に關係のないビールが清酒二級と同じ二割二分四厘の引下げは當を得ておらんと思ふのであります。密造の点から又消費の面から、清酒二級に重きを置くべきであつたと思ふのであります。

第二点は、今回の改正は増産によつて密造酒を駆逐してこれを正規のルートに乗せて需要をそれだけ多くして、そうしてそれだけの減税引下げの分は販売量の増加で補ひ得るから、酒税の収入はおおむね現行税率による場合と同額程度を確保できると説明されておるのであります。これは俗に言う薄利多売の方針で消費者には非常に結構なことでありまして、前年から比へまして百五十万石以上、率にいたしますと三割という大きな増産であるのと、而も税のほうの引下率が酒類全体を平均してみまして二割三分くらいかと思ひますが、それとの釣合がどうもとれておらんので、従いまして供給過剰をどうも起すのじやないかと思ふのであります。従いまして、買入気の減退となる虞れがあると思ふのであります。当局では酒の価格の値下げで需要が喚起されるから十分消化、消費されるという見通しのようなものであると思ひますが、私はそれは樂觀できないと思ふのであります。昨年よりは百五十万石以上、率にいたしまして三割三分増してゐる。これを一昨年と更に比較いたしますと、六割近い大きな増加であります。どうもその一昨年の前年の年と比へまして丁度今回とほぼ同じくらいの百五十万石程度の増加であ

つたと思ふのであります。而もその当時は酒の種類全体の絶対量が本年の見込高よりも二百四、五十万石も少い、二百三十万石くらいのとときであつたと思ふのであります。そのときですら消化不良で焼酎などは異常出荷というような事態を起しまして、酒税の滞納や脱法を余儀なくされて、遂には出荷規制にまで迫られたのであります。而もその当時余り量が多くなかつた清酒、合成酒までがこれに引ずられて、値引販売が起つた生々しい実例があるのであります。今回の酒の値引の引下げを伴うてゐる増産であるとは申しながら、本年の見込みは当時よりも更に急激な増加でありまして、戦前、戦時中を通じての最高の、たしか十三年度の六百七、八十万石よりも多い石数に相成つております。これは消費の實際面とどうしても需給の面で食い違ひがでる虞れが多分にあると思はれるのであります。完全に密造酒が撲滅されない限りは、これは何としても供給過剰の数字であると思はれる節があるのであります。もつと減税してもつと安くしなければ、市場異常を起すにきまつておるようにも思はれるのであります。これは見解の相違だと言われればそれまでのことですが、いづれもこの夏から秋にかけて販売面で反響が現われて来ると思ひますから、今は警告にとどめて暫らくお預けにいたしておきます。

なお第三点は、このマージン引下げから来る影響如何の問題であります。が、今回の改正案によりまして、減税額のほかに清酒二級では一升について十五円、ビールで約十三円ぐらゐになるかと思ひますが、合成酒、焼酎

なつておりますために、免許問題をめぐりまして、官庁とそれから免許を得んとする業者との間にややともいたしますと、とかくの忌わしい事態が起りやすい危険があると思うのであります。この点につきましては、酒税局長のほうにおきまして特に御警戒、監視を怠らずに、そういう事件の起らないように御注意を願いたいと思ひます。更にもう一つ御勘察願ひたいのは、肉休労働者にとつては一日の疲労を癒やすために一夕の酒というものは非常に衛生上から見まして、又翌日の労働力を養う上から言ひましても、非常に意味があると思ひますので、これらに對しまして安いいい酒を安易に供給するという施設も今後考へなければならぬと思ひます。ところが、労働者のたぐきさんおる町には特別の或る程度減税を更に特別減税を、特配酒というものを場所を定めて、手軽に飲酒できるような設備も考慮願ひたいと思ひかけてあります。これは戦争中或いは戦後暫くの間ありましたけれども、もうこの頃では殆んどなくなつてしまひまして、一般の小売業者或いはおでん屋といった所がその今役割を果しておりますが、それではやはり経費がかさみますので、酒類を売して使おうという意味から言つても、そういう点も御考慮願ひなければならぬと思ひます。

さいいます、だん／＼と技術が進歩するに従ひまして、大企業と中小企業とが同じような商売をやる場合には、どうしても大きなところに押されてしまひ、従ひまして中小企業は自然淘汰を受けるこれは宿命にあると思ふ。自然の状態に放置しておいたらそうなると思ふのであります。この組合法を活用されまして、そうしてそういう大企業に中小企業が圧迫を受けて、そうしてだん／＼と自然淘汰されることのないうちに、榮えるときには共に榮えるように、又悪い条件に見舞われたときには共に苦しむという方面に一つ調整を願ひなければならぬと思ふのです。我が党の野澤議員が質問の際にも申上げましたように、小売業者のマージンが非常に少い、これは伊藤さん申されましたけれども、ほかの商売と比べましたならば、これはマージンが余りにも低過ぎる、そうしますと、これは政府の若干統制を加えておる品物は安いいマージンでサービスをさせるという結果になつて、これも大量に扱える百貨店等においては痛手を蒙らないのであります。専業にいたします小売業者は痛切に感ずると思ひますので、その点についても御考慮を願ひなければならぬ。その点については政府次官も大臣も一つ御検討をするということをお約束されましたので、この場の法案を通すためのお約束ではなしに、来る次の国会におきましては実際にそれが実現できるように、只今から主税局におきましては御検討を願ひたいと思ふのであります。

も委員会において言明されましたけれども、従来から税務署と酒造業者或いは酒類販売業者との関係は余りに……明治以来の関係でありましたが故に業者のほうも税務署には長いものには堪えられぬという点もなきにしもあらずであります。これを一つの組合を作らせて、税務当局の御用機関にする、そうして僅かばかりの交付金を支給して、御用機関にするという危険がある。而もこれは政治的にさへ利用されるような虞れがなきにしもあらずだと思ひます。この点についてもここで言明されましたように、飽くまで自主的なものとして育成して行くという範圍を逸脱せんように一つ御注意を願ひたいと思ふのであります。

次に交付金の問題について最後に申上げたと思ふのであります。酒類組合に對しまして交付金を支給することとは、これは大蔵省はややすると自分の關係してある組合であるからして、この交付金にはお手盛的なものを出してやるのではないかとしようなことを、ほかの組合あたりからいろいろと非難を受けたいように、真に酒税を保全する範圍に限定されまして、今年度は質問の際にお聞きした程度でございまして、大したことはないと思ふのでありますけれども、これは政治的にこの組合を利用し、又組合のほうも大蔵省との關係からいたしまして運動して、そうしてこの予算を余り國民の知らんうちに殖やして行くということになりまして、よその組合のほうから、或いはよその団体からも非難を受けることのないように、これは將來の問題として御警戒を願ひなければならぬと思ふ。

○黒田英雄君 私はこの両案に賛成をするのであります。先ず酒税法案について意見を申上げますが、消費者の経済状況、並びに密造酒を撲滅するために酒税を引下げなければならぬというところは、もう数年來本委員会において私は述べておるものであります。漸次これが引下げられて来て、今回又相当な引下げを行われるというところは誠に結構なことと思ふのであります。併しながら、今回の引下げだけではまだ私は十分ではないように思ふのであります。二十八年度の造石高は当局における案では六千七百八十万石余になつておるのであります。これは戦時中から見ますと、一番多くなつておるようには思ひますが、國民の一人当りの消費高を申しますと、これは以前の十二年、三年頃よりは少くなつております。で、まだ國民の生活水準というものは戦前に復しておらないように聞いておるものであります。これではなか／＼折角増石をして、そして税は下げて、その収入が同じように、若しくは増すようにという御体裁になつておりますが、その目的を達するために十分にこれを販売し、消費者に消費をさせるということの目的を達することは相当な努力を要するものじやないかと思ふのであります。このことについては先ほど伊藤委員から詳細にお述べになりましたから私は詳細に述べることは避けまします。そういうふうな考えますので、これから財政の許す範圍においては、酒税の引下げはこれで以つて今十分なりというお考えを持たないようにしてもらいたいことを希望するのであります。

それから次に、酒税の保全及び酒税業組合等に関する法律案について申上げますが、これは戦前においてすでに各種の組合ができておつたのでありますけれども、それで大蔵省に非常に協力をして、そして需給調整を行つておつたのであります。それが占領によつて閉鎖機関になり、併しながら閉鎖になりましたが、なお各種の酒類業においては任意組合を作つて来ておつたのであります。それでは今十分でないで、この種の法律のできることをみんな希望しておつたのであります。それに應じて当局においてこの法案を提出されましたことは誠に賛成をするところであります。ただ今回衆議院において修正された指定卸業者が一年の原案だったのを二年間に修正されたのであります。昭和三十年の二月の末日まで延びるということになつたのであります。この点は少し私どもは遺憾に思ふのであります。それは昨日でありましたか、衆議院のほうから見まして、修正した理由をお述べになりましたが、これは指定卸業者がいろいろの整理その他において一年では十分でないから二年に延し

たという趣旨であつたのであります。私どもは一年で十分できるもののように思ふのでありますが、これは二年に衆議院で議決になつておりますから、あえてこの点については反対をいたしません。併しこの卸販業者がこの法律によつて組合を作る場合においては、指定卸機関も一般の卸機関も一緒になつて組合を作ることにならざるを得ないから、いろいろ酒類の需給調整を円滑にいたしまする上においての規制について、協定をするような場合においてお互いの間は多少利害の違ひ点があるから、自然感情上いろいろな点において完全なる立派な協定をするのに困難を生ずるようなことがあつては誠に遺憾に思ふのであります。これは勿論大蔵當局の認可を要するのであります。従ひまして、そういうことではないと思ひますけれども、折角自由の販賣業になりまする上において、かくのごとき區別があることは面白くないと思ひますから、これは二年で十分の目的を達して、自然の卸業者の狀態に歸するものというのを確信いたしまして、本案に賛成をするものであります。

○松永義雄君 私は社会党第二控室を代表いたしまして、遺憾ながら両法案について賛成の意を表するものであります。(笑聲)

酒の税率を低くしたことはこれはいいのですけれども、只今もお話になつたように、これ以上もつと下げて頂かなければならぬが、そういうことにはならぬと思ふのであります。それは常々我々が申しておる二十八年度予算を見まして勤労者の税金が税収入のうちに約七、八割方占めてゐる計算になつております。いろ／＼の關係から砂糖消費税も又税率が上ることになるようでありまして、そのようにして、下々のために利益の法案だと先ほど大蔵大臣が申されたのでありますけれども、併し税金全体の収入からいつて勤労階級の負担は非常に重くなつてゐるのであります。而して先ほどもお話のありましたように、一番出先の小売屋或いは中小の醸造家に悪い影響を及ぼす、まさにその通りであります。そのようにして全体を見ますと、我々勤労階級の利益を擁護するものにとりましては、なお非常に遺憾な点があるといふことを私は申上げなければならぬのであります。その上に現在の置かれておる日本の姿として行へば、如何なる經濟政策をとつて行くべきかということに付きましては、勤労階級の側のみならず資本家側からも意見が出ておるのであります。武器製造の強化法案が出たかかつてゐるようであります。現在の日本のあり方は何としても米麦の増産を圖らなければならぬ、電源開発、資源開発を圖らなければならぬ、その産業構造の形については、殆んどまあ常識的な意見ができておると言つても過言ではないのであります。そこで農林省のほうでは、どうかして五カ年計画を通さなければならぬ、恐らくこれは良心的な考えから出て来ておるものと考へるのであります。然るに予算面を見ますと、最初農林省の考えた案と二十八年度予算を見ますと、新たに農地を作る、或いは改良をするといつた経費が、先ず五百八十二億が二百八十億に減るので、三百億が削減されておるのであります。そうして昭和

三十二年に至るともかく五百五十万石が漸増になるべきはずが、それが予算の削減されたために、いもや或いは雑穀を食へて行かなければならぬといふような計数になるようであります。とかく今度の予算案につきましては、まあ何というか、あちこちから要求が出てまともでないものである、こういう批評が起つておるのであります。が、實際その通りでありまして、あつちも顔を立て、こつちも顔を立てることはあながち悪いことではないでありましようが、併し現在の日本としてはどういふ基礎の上に立つて行かなければならぬかといふことについては、殆んどすべての人が関心を持つてゐるところであるのであります。僅か二十万石と言へばそれだけでも、その考へ方において杜撰なものがあつたといふことを我々は指摘しなければならぬのであります。先ほど大蔵大臣は増産はお座なりの答弁であつたかも知れませんが、とにかくう／＼してはおられない状態であるといふことは、大蔵大臣においても明らかに認めておるのであります。而もなお、現われて来ておるものはそうした考えと違つたものが出来ておるといふことは、我々としては非常に遺憾な次第でございます。とにかく増産をしなければならぬといふことは何にしてもこれは進めなければならぬことである。まあ税率が下つたといふのでありますから、その点から、遺憾ではあります。が、両法案に対して賛成の意を表します。

○委員長(中川以良君) 併し御発言ございませぬか……別に御発言もないようでございますので、討論は終局し

たものと認めまして御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより採決に入ります。

先ず酒税法案を衆議院送付案通り可決すべきことに賛成のかたの御挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中川以良君) 全会一致であります。よつて本案は衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(中川以良君) 次に酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律案を衆議院送付案通り可決することに賛成のかたの御挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中川以良君) 全会一致であります。よつて本案は衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めます。

それから、本院規則第七十二条により、委員長が議院に提出します報告書に附する多数意見者の御署名を願ひます。

多数意見者署名 小宮山常吉 野村 勝

西川甚五郎 大矢半次郎
杉山 昌作 菊川 孝夫
小林 政次 伊藤 保平
松永 義雄 黒田 英雄
堀木 鍾三

○委員長(中川以良君) なお明日は午後一時から、新たにこのたび提出されました重要法案であります租税、関税等の関係六法案、並びに特別減税国債法案等につきまして、審議をいたしたいと存じますが、御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以良君) それでは明日は午後一時より委員会を開くことに決定をいたします。

本日はこれを以て散会いたします。

午後四時六分散会

二月二十五日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、特別減税国債法案

一、関税定率法等の一部を改正する等の法律案

一、砂糖消費税法の一部を改正する法律案

一、物品税法の一部を改正する法律案

一、有価証券取引税法案

一、租税特別措置法の一部を改正する法律案

特別減税国債法案

特別減税国債法

(特別減税国債の発行)

第一条 政府は、産業投資特別会計の歳出の財源に充てたるため、昭和二十八年度において、三百億円を

限り、当該特別会計の負担において、特別減税国債を発行することができる。

2 特別減税国債の利率は、年四分とし、その償還期限は、五年以内とする。

3 特別減税国債の応募者に対しては、特別減税国債減税額を交付する。

4 前三項に規定するもの及び特別減税国債の応募者たる個人又は法人に対する所得税又は法人税の軽減に関する事項を除く外、特別減税国債及び特別減税国債減税額に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(所得税の軽減)

第二条 特別減税国債の応募者たる個人に対しては、次条及び第四条の規定により、昭和二十八年分の所得税額(所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第五十五条から第五十七条の二までの規定による利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額及び重加算税額並びに国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)第九条第三項の規定による延滞加算税額に相当する所得税額を除くものとし、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第百七十五号、以下「災害減免法」という。))第二条の規定により所得税額の軽減を受ける場合には、軽減後の税額とする。以下「昭和二十八年分の所得税額」という。につき、その応募した特別減税国債の額面金額の合計額の百分の二十五に相当する所得税額(当該所得税額が

昭和二十八年分の所得税額の百分の二十に相当する金額をこえる場合には、当該金額に相当する所得税額)を軽減する。

(申告納税者の所得税の軽減)

第三条 特別減税国債の応募者たる個人は、昭和二十八年分の所得税額につき軽減を受けようとする場合には、次条の規定により軽減を受ける場合を除く外、政令で定めるところにより、その応募した特別減税国債の額面金額の合計額その他必要な事項を記載した特別減税申請書に、特別減税国債減税額(第四条第四項の規定による特別減税未済証明書の交付を受けた場合には、当該証明書)を添え、昭和二十八年分の所得税額に係る所得税法第二十六条第一項の確定申告書又は同法第二十九条第一項若しくは第二項の申告書の提出の日(昭和二十八年分の所得税額で同日後に納付し、又は徴収されるものがある場合には、当該所得税額については、その納付又は徴収の日)までに、その日が昭和二十九年三月三十一日後である場合には、同日までに、政府に提出しななければならない。

2 前項の規定による特別減税申請書の提出があつた場合には、政令で定めるところにより、所得税法第三十条から第三十四条まで、第四十五条又は第四十七条の規定により納付し、又は徴収される所得税額につき軽減を行う。

(給与所得又は退職所得の源泉徴収税額についての軽減)

第四条 特別減税国債の応募者たる

個人は、昭和二十八年中の支給に係る給与所得(所得税法第九条第一項第五号に規定する給与所得をいう。以下同じ。))又は退職所得(所得税法第九条第一項第六号に規定する退職所得をいう。以下同じ。))について所得税法第三十八条、第三十八条の二又は第四十条の規定により徴収されるべき所得税額につき軽減を受けようとする場合には、政令で定めるところにより、当該給与所得又は退職所得の支払者を経由し、その応募した特別減税国債の額面金額の合計額その他必要な事項を記載した特別減税申請書に、特別減税国債減税額(第四条第四項の規定による特別減税未済証明書の交付を受けた場合には、当該証明書)を添え、昭和二十八年十二月三十一日までに、政府に提出しななければならない。

2 給与所得又は退職所得の支払者が前項の規定による特別減税申請書を受け取つた場合には、当該申請書は、その受取の日において同項の規定により政府に提出されたものとみなす。但し、政令の定めるところにより、当該申請書が政府に到達しなかつた場合には、この限りでない。

3 第一項の規定による特別減税申請書の提出があつた場合には、当該申請書の提出を経由した給与所得又は退職所得の支払者が所得税法第三十八条、第三十八条の二又は第四十条の規定により徴収すべき所得税額につき、その百分の二十に相当する金額を限度として、政令で定めるところにより、軽減

を行う。

4 前項の規定の適用がある場合において、第一項の規定による特別減税申請書に記載された特別減税国債の額面金額の合計額の百分の二十五に相当する金額が当該申請書の提出を経由した給与所得又は退職所得の支払者が支払う給与所得又は退職所得につき前項の規定により軽減された所得税額の合計額をこえるときは、政府は、政令で定めるところにより、当該給与所得又は退職所得の支払を受ける者に対し、特別減税未済証明書を交付する。

(軽減額の特例)

第五条 所得税法第二十三条第二項に規定する予定納税額のうち第一期又は第二期において納付すべき所得税額につき第三条の規定による軽減を受けた場合において、その軽減を受けた日後に災害その他その軽減を受けた日までに予測できなかつた事由が生じたことにより、同法第二十六条第一項、第二十六条の二又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による申告書に記載された昭和二十八年分の所得税額が同法第二十一条第一項又は第二十二条第一項に規定する七月予定申告書又は十一月予定申告書に記載されるべき当該所得税額の見積額に比して減少したため、当該軽減を受けた金額が当該所得税額の百分の二十に相当する金額をこえることとなつたときは、そのこえる金額については、第二条の規定にかかわらず、これを軽減する。

2 第四条の規定による軽減を受けた場合において、その軽減を受けた日後に退職その他その軽減を受けた日までに予測できなかつた事由が生じたことにより、同条の規定による申請書の提出を経由した給与所得の支払者から支払を受ける昭和二十八年中の支給に係る給与所得の金額が当該申請書の提出の際における当該給与所得の金額の見積額に比して減少したため、当該軽減を受けた金額が昭和二十八年分の所得税額の百分の二十に相当する金額をこえることとなつたときは、そのこえる金額については、政令で定めるところにより、第二条の規定にかかわらず、これを軽減する。

(法人税の軽減)

第六条 特別減税国債の応募者たる法人に対しては、次条の規定により、昭和二十八年四月一日から昭和二十九年三月三十一日までの間に法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)第十八条から第二十一条までに規定する申告書の提出期限の到来する場合における当該申告書の提出に因り納付すべき法人税額(法人税法第十九条第六項の規定により当該申告書の提出があつたものとみなされた場合において納付すべき法人税額、当該申告書に係る同法第二十三条又は第二十四条に規定する申告書の提出に因り納付すべき法人税額及びこれらの申告書に係る同法の規定により徴収される法人税額)を含み、同法第四十二条から第四十三条

の二までの規定による利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額及び重加算税額並びに国税徴収法第九條第三項の規定による延滞加算税額に相当する法人税額を除く、以下次条第二項において同じ。につき、その応募した特別減税国債の額面金額の合計額の百分の二十一に相当する法人税額(当該法人税額が法人税法第十條第一項又は第十條第二項の規定による所得税額又は法人税額の控除前の当該申告書に記載すべき各事業年度の所得に対する法人税額(以下「控除前の各事業年度の所得に対する法人税額」という。))の百分の二十に相当する金額をこえる場合には、当該金額に相当する法人税額を軽減する。

2 前項に規定する控除前の各事業年度の所得に対する法人税額は、法人税法第十九條第一項本文又は同項但書若しくは第二項第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける法人のこれらの規定による申告書に記載すべき法人税額については、前事業年度の所得(同法第十九條第二項の規定の適用を受ける合併法人にあつては、被合併法人の合併と同時に終了した事業年度直前の事業年度の所得を含む。)に対する同法第十條第一項又は第十條第二項の規定による所得税額又は法人税額の控除前の法人税額につき政令で定めるところにより計算した金額に相当する法人税額又は当該事業年度開始の日から六箇月

の期間を一事業年度とみなして計算した所得に対するこれらの控除前の法人税額(以下「中間申告基準法人税額」と総称する。)により、当該法人の同法第二十一條の規定による申告書に記載すべき法人税額については、当該事業年度の所得に対するこれらの控除前の法人税額から中間申告基準法人税額を控除した金額に相当する法人税額による。

3 第一項に規定する申告書の提出期限は、法人税法第十八條第一項但書若しくは第二十一條第一項但書又は災害減免法第八條の規定により申告書の提出期限が延期される場合には、当該延期前の申告書の提出期限による。

第七條 特別減税国債の応募者たる法人が、法人税額につき軽減を受けようとする場合には、政令で定めるところにより、その応募した特別減税国債の額面金額の合計額その他必要な事項を記載した特別減税申請書に、特別減税国債減税票を添え、その軽減を受けようとする法人税額の納付又は徴収の日(その日が昭和二十九年三月三十一日後である場合には、同日)までに、政府に提出しなければならない。

2 前項の規定による特別減税申請書の提出があつた場合には、政令で定めるところにより、前条第一項に規定する申告書の提出に因り納付すべき法人税額につき軽減を行う。

(特別減税国債の譲渡損等の特例)

第八條 法人がその応募した特別減税国債につき前二條の規定により法人税の軽減を受けた場合において、当該特別減税国債をその発行の日(以下「発行日」という。)から四年以内に譲渡したときは、その譲渡価額(当該譲渡価額が左の各号に掲げる金額に満たない場合には、当該金額)がその帳簿価額に満たない場合におけるその不足額、当該特別減税国債につき帳簿価額を減額したときは、その減額した額は、法人の各事業年度の所得の計算上、損金に算入しない。

一 発行日から一年以内に譲渡した場合に、当該特別減税国債の額面金額の百分の七十九に相当する金額

二 発行日から一年を経過した日から一年以内に譲渡した場合に、当該特別減税国債の額面金額の百分の八十五に相当する金額

三 発行日から二年を経過した日から一年以内に譲渡した場合に、当該特別減税国債の額面金額の百分の九十に相当する金額

四 発行日から三年を経過した日から一年以内に譲渡した場合に、当該特別減税国債の額面金額の百分の九十五に相当する金額

(特別減税国債に対する価格変動準備金に関する規定の適用)

第九條 特別減税国債(当該特別減税国債の応募者たる個人又は法人が有するものに限り。)に対する租税特別措置法(昭和二十一年法律

第十五号)第五條の九第一項又は第五條の十第一項の規定の適用については、その額面金額をその価額とみなす。

(利子税額、加算税額等についての特例)

第十條 この法律の規定により所得税額又は法人税額の軽減が行われた場合においては、第三條第一項又は第七條第一項の規定による特別減税申請書の提出の日までの期間に係る所得税法第五十五條若しくは法人税法第四十二條又は国税徴収法第九條第三項の規定による利子税額又は延滞加算税額及び当該所得税額又は法人税額に係る所得税法第五十七條第一項から第三項まで若しくは第五十七條の第二項から第三項まで又は法人税法第四十三條若しくは第四十三條の二の規定による過少申告加算税額、無申告加算税額又は重加算税額は、当該軽減前の所得税額又は法人税額を基礎として計算するものとする。

2 前項に規定するものの外、この法律の規定により所得税額又は法人税額の軽減が行われた場合における所得税法又は法人税法の規定による申告書の記載事項その他所得税又は法人税の申告、納付、徴収、還付又は充當について必要がある場合には、政令でこれらの法律の特例を設けることができる。

附則

この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

関税定率法等の一部を改正する等の法律案

関税定率法等の一部を改正する等の法律

(関税定率法の一部改正)

第一条 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第九條第二項中「デウレチンノ製造ニ使用スル為ノココア豆」を「油ノ製造ニ使用スル為ノ落花生」に改める。

附則第二項中「命令ノ定ムル手続ニ依リ昭和二十八年」を「政令ノ定ムル所ニ依リ昭和二十九年」に改め、附則第三項を次のように改める。

前項ノ規定ニ依ル輸入税ノ免除ヲ受ケタル乾燥脱脂ミルクガ同項ノ規定スル給食ノ用ニ供セラレザリシ場合ニハ政府ハ輸入申告者ヨリ国税徴収ノ例ニ依リ当該ミルクノ輸入税ヲ追徴ス但シ変更其ノ他ノ事由ニ因リ同項ニ規定スル給食ノ用以外ノ用ニ供シタル場合ニシテ政令ノ定ムル所ニ依リ予メ税關長ノ承認ヲ受ケタルトキ又ハ天災其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ亡失シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

金銀業ニ使用スル物品ニシテ本法ノ別表ニ掲グル物品中左ノ表ノ下欄ニ掲グルモノノ輸入税ハ政令ノ定ムル所ニ依リ昭和二十九年三月三十一日迄ノ輸入ニ付テハ之ヲ免除ス

トス

二 糖蜜

第一種 氷砂糖ヲ製造スルトキ

ニ生ズル糖蜜

百斤ニ付 九百五十円

第二種 其ノ他ノモノ

百斤ニ付 三百五十円

三 糖水

第一種 蔗糖度十五度ヲ超エザ

ル糖水

百斤ニ付 四百円

第二種 其ノ他ノモノ

百斤ニ付 千八百円

第三條ノ二 第一種ノ分蜜セザル砂

糖ニハ一部ニ付分蜜加工ヲ為シタル

モノ及分蜜シタル砂糖ヲ一部混

和シタルモノヲ含マザルモノト

ス

蔗糖度八十六度ヲ超ユル砂糖ニ在

リテハ分蜜シタルト否トニ拘ラズ

之ヲ第二種ノ砂糖トス但シ第三種

ノ砂糖ヲ除ク

第一種甲類ノ砂糖ハ甘蔗 蘆粟又

ハ玉蜀黍ノ搾汁ヲ煮沸濃縮シタル

モノヲ搾ニ収容シテ冷却シ其ノ儘

製造場又ハ保税地域ヨリ引取ラル

ルモノニ限ルモノトス

第四條中「前條」を「第三條」に改め

る

第四條ノ四を削り、第四條ノ五を

第四條ノ四とする

第六條中「第四條ノ四」を削る

第十一條第一項第三号中「育児食」

の下に「乳児の食用ニ供セラルル物

品ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ謂

フ以下同ジ」を加える

第十一條ノ三第一号中「其ノ種別

ヲ上昇スルトキ」を「之ヲ種別又ハ類

別ノ異ナル砂糖ト為シタルトキ」に

改める

第十二條第一項前段中「其ノ種別」

の下に「類別」を加え、同項後段及

び同條第二項本文中「製造シタル砂

糖」を「製造シタル砂糖(第三種ノ砂

糖ヲ除ク)」に改める

第十二條ノ三「又ハ育児食ノ製

造者」の下に「並ニ菓子、糖菓其ノ他

命令ヲ以テ定ムル物品ヲ外國ニ輸出

シタル者」を加え、同條の次に次の

一條を加える

第十二條ノ四 消費税ヲ徴収スル場

合ニ於テ納税義務者ガ国税徴収法

第六條ノ規定ニ依リ指定納期日

(第四條但書前段ノ規定ニ依リ徴

収ヲ猶予セラレタル場合ニ於テハ其

ノ猶予セラレタル納期日)迄ニ消

費税額ヲ完納セザルトキハ其ノ未

納ニ係ル消費税額ニ對シ当該納期

日(第十三條第一項第三号又ハ第

四号ノ規定ニ該當シ同條第三項ノ

規定ニ依リ消費税ヲ徴収スル場合

ニ於テハ第四條本文ニ規定スル納

期日)ノ翌日ヨリ当該消費税額ヲ納

付スル日迄ノ日數ニ応ジ百円ニ付

一日四錢ノ割合ヲ乘ジテ計算シタ

ル金額ニ相當スル利子税額ヲ消費

税額ニ併セ徴収ス

前項ノ場合ニ於テ納税義務者ガ其

ノ未納ニ係ル消費税額ノ一部ヲ納

付シタルトキハ其ノ納付ノ日ノ翌

日以降ノ期間ニ係ル利子税額計算

ノ基礎トナル消費税額ハ同項ノ未

納ニ係ル消費税額ヨリ其ノ一部納

付ニ係ル消費税額ヲ控除シタル税

額ニ依ル

利子税額計算ノ基礎トナル消費税

額ガ千円未満ナルトキハ第一項ノ

規定ヲ適用セズ當該税額二千円未

滿ノ端數ガアルトキハ之ヲ切捨テ

計算ス

利子税額ガ三百円未満ナルトキハ

之ヲ徴収セズ

第一項ノ規定ニ依リ利子税額ヲ併

セ徴収スベキ場合ニ於テ当該納税

義務者ガ納付シタル消費税額ガ同

項ノ未納ニ係ル税額ニ達スル迄ハ

其ノ納付シタル税額ハ当該消費税

額ニ充當シタルモノトス但シ国税

徴収法第二十九條ノ適用ヲ妨グズ

附則

1 この法律は、昭和二十八年四月

一日から施行する

2 この法律施行前に課した、又は

課すべきであつた砂糖消費税につ

いては、なお従前の例による

3 改正前の砂糖消費税法(以下「旧

法」という)第五條第一項、第七

條第一項又は第十一條第一項の規

定による承認を受けたこの法律施

行前に製造場又は保税地域から引

き取つた砂糖、糖蜜又は糖水が指

定期間内に輸出され、若しくは引

取先に移入され、又は用途に供さ

れたことの証明がない場合におけ

る消費税の徴収又は免除について

は、なお従前の例による

4 旧法第三條の税率により消費

税を課せられた改正後の砂糖消費

税法(以下「新法」という)第三條

第一号第二種の砂糖をもつて製造

した同号第三種の砂糖で、この法

律施行後製造場から引き取られる

ものについては、新法第三條の規

定にかかわらず、その税率は、水

砂糖については百斤につき七百五

十円、その他のものについては百

斤につき千五百円とする

5 旧法第三條の税率により消費税

を課せられた砂糖、糖蜜又は糖水

で、製造場にもどし入れられ、又

は移入されたものをこの法律施行

後その製造場から引き取る場合に

おいては、新法第十二條第一項の

規定にかかわらず、消費税を課す

る。この場合においては、新法第

三條の税率により算出した金額と

旧法第三條の税率により算出した

金額との差額をその税額とする

6 この法律施行の際、製造場又は

保税地域以外の場所同一人が各

種類を通じて合計二千五百斤以上

の砂糖(新法第三條第一号第一種

甲類の砂糖を除く。以下同じ)糖

蜜又は糖水(新法第三條第三号第

一種の糖水を除く。以下同じ)を

所持する場合においては、その者

が、この法律施行の日、これを

製造場から引き取つたものとみな

して、消費税を課する。この場合

においては、新法第三條の税率に

より算出した金額と旧法第三條の

税率により算出した金額との差額

(新法第三條第一号第一種内類の

砂糖で、第二種又は第三種の砂糖

に加工して製造したものについて

は、百斤につき三百円)をその税

額として、その税額が三万円以下

のときは、昭和二十八年四月三十

日限り、三万円をこえるときは、

左の区分によりその税額を各月に

等分して、その月の末日限り徴収

する

税額三万円をこえるとき

昭和二十八年四月及び五月

税額十万円をこえるとき

同年四月から七月

税額五十万円をこえるとき

同年四月から八月

7 前項の砂糖、糖蜜又は糖水を所

持する者は、その所持する砂糖、

糖蜜又は糖水の種類、類別、數量

及び貯蔵の場所をこの法律施行後

一月以内に貯蔵場所の所轄税務署

に申告しなければならない

8 この法律施行前にした行為に對

する罰則の適用については、なお

従前の例による

9 租税特別措置法(昭和二十一年

法律第十五号)の一部を次のよう

に改正する

第一條中「酒税」の下に、砂糖

消費税を加える

第二十六條の前に次の一條を加

える

第二十五條の三 さとうきび、ろ

ぞく又はとうもろこしのさく汁

を煮沸濃縮した砂糖消費税法第

三條第一号第一種の砂糖で、政

府の承認を受け、かん、箱その

他これらに類する容器に収容し

て冷却し、そのまま製造場から

引き取るものについては、同法

第三條ノ二第三項の規定にかか

わらず、これを同法第三條第一

号第一種甲類の砂糖とみなす

保税地域から引き取る砂糖消費

税法第三條第一号第一種の砂糖

で、当該砂糖がさとうきび、ろ

ぞく又はとうもろこしのさく

汁を煮沸濃縮したもののかん、

箱その他これらに類する容器に

収容して冷却したままのもの

であると政府が認めたものについ

ても、また同様とする。

10 この法律施行の際、製造場内に
ある新法第三号第一号第一種の砂
糖で、さとうきび、ろくろ、又はと
うもろこしのきく汁を煮沸濃縮し
たものをかん、箱その他これらに
類する容器に収容して冷却したま
まのものを所持する者は、政令で
定めるところにより当該砂糖につ
いてこの法律施行後一月以内に所
轄税務署の承認を受けたときは、
租税特別措置法第二十五条の三の
規定による承認を受けたものとみ
なす。

物品税法の一部を改正する法律案
物品税法の一部を改正する法律
物品税法(昭和十五年法律第二十
号)の一部を次のように改正する。
第一条第一項第一種及び第二種を
次のように改める。

第一種

- 一 貴石若ハ半貴石又ハ此等ヲ
用ヒタル製品
 - 二 真珠又ハ之ヲ用ヒタル製品
 - 三 貴金屬製品又ハ金若ハ白金
ヲ用ヒタル製品但シ第二種第
四号ニ掲グルモノヲ除ク
 - 四 龍甲製品、珊瑚製品、琥珀
製品及象牙製品
 - 五 七宝製品
 - 六 書画及骨董
- 第二種
- 甲類
 - 一 ゴルフ用具、同部分品及
附屬品
 - 二 娯樂用ノモーターボー
ト、スケール及ヨット
 - 三 撞球用具

四 貴金屬製ノ時計及同部分

- 品並ニ金又ハ白金ヲ用ヒタル
時計及同部分品但シ第四
十八号ニ掲グルモノヲ除ク
- 五 毛皮製品但シ第五十号ニ
掲グルモノヲ除ク

乙類

- 六 銃及同部分品
- 七 薬莖及彈丸
- 八 ネオン管
- 九 羽毛製品又ハ羽毛ヲ用ヒ
タル製品

丙類

- 十 写真機、写真引伸機、映
写機、同部分品及附屬品並
ニ現像焼付用器具
- 十一 双眼鏡、隻眼鏡及同ケ
ース
- 十二 蓄音器及同部分品
- 十三 楽器、同部分品及附屬
品
- 十四 化粧品但シ第五十五号
ニ掲グルモノヲ除ク
- 十五 写真用ノ乾板、フイル
ム及感光紙
- 十六 扇風機及同部分品
- 十七 暖房用又ハ冷房用ノ電気
器具、瓦斯器具又ハ液体燃
料器具但シ第四十四号ニ掲
グルモノヲ除ク
- 十八 電気冷蔵庫、瓦斯冷蔵
器及同部分品
- 十九 煙火類
- 二十 薫物及線香類
- 二十一 室内裝飾用品及釣燈
籠
- 二十二 盥洗用具、将棋用具
及チェス用具
- 二十三 貴金屬ヲ鍍シ又ハ張

リタル製品ニシテ別号ニ掲

- ガザルモノ
- 二十四 茶道用具、香道用具
及華道用具
- 二十五 釣用具類
- 二十六 普通乗用自動車但シ
第四十六号及第六十号ニ掲
グルモノヲ除ク

丁類

- 二十七 蓄音器用ノレコード
及針
- 二十八 氷冷蔵庫
- 二十九 電気器具、瓦斯器
具及液体燃料器具ニシテ別
号ニ掲ガザルモノ
- 三十 大理石及之ニ類スル装
飾用石材
- 三十一 煙草入、パイプ、喫
煙用ライター、電気マツチ
其ノ他ノ喫煙用具
- 三十二 嗜好飲料但シ第三種
第三号ニ掲グルモノ及酒税
ヲ課セラルモノヲ除ク
- 三十三 皮革製品ニシテ別号
ニ掲ガザルモノ
- 三十四 照明器具及ネオン管
用変圧器
- 三十五 靴及トランク類
- 三十六 飾物、玩具、遊戯
具、搖籃及乳母車類
- 三十七 鉄瓶並ニ漆器、陶磁
器及硝子器具ニシテ別号
ニ掲ガザルモノ
- 三十八 文房具
- 三十九 身辺用細貨類及化粧
用具
- 四十 観賞用ノ写真及印刷物
類
- 四十一 帽子、杖及鞭

四十二 家具

- 四十三 袱紗及化粧廻並ニ装
飾用及調度用織雜製品ニシ
テ別号ニ掲ガザルモノ
- 四十四 瓦斯ストーブ
- 四十五 ラジオ聴取機但シ第
五十八号ニ掲グルモノヲ除
ク
- 四十六 小型普通乗用四輪自
動車

戊類

- 四十七 烏龍茶、包種茶、コ
ーヒー、ココア及此等ノ代
用品
- 四十八 時計及同部分品
- 四十九 グルダミン酸ソーダ
ヲ主成分トスル調味料
- 五十 犬毛皮、猫毛皮、兔毛
皮、羊毛皮、ムササビ毛皮
及牛毛皮ノ製品
- 五十一 幻燈機及同ケース
- 五十二 運動用具
- 五十三 魔法瓶及同ケース
- 五十四 電球類

己類

- 五十五 化粧クリーム、化粧
水、化粧下、頭髮用ノ油及
煉油、整髮料、養毛料並ニ
染毛料
- 五十六 金庫
- 五十七 大理石又ハ之ニ類ス
ル裝飾用石材ヲ原料トスル
鏡石、陶磁器製ダイヤル及ス
テンド硝子
- 五十八 オールウェーグラジ
オ聴取機以外ノラジオ聴取
機ニシテ受信用真空管五個
以下ノモノ及ラジオ聴取機
ノ部分品

五十九 受信用真空管、マイ

- クロフオン、拡音増幅器
及拡声器
- 六十 乗用三輪自動車及自動
自転車
- 六十一 果実エッセンス類
- 六十二 敷物類
- 六十三 紙及セロファン
- 六十四 口中剤

第三種

- 一 燐寸
- 二 サツカリン、ヅルチン及此
等ヲ原料トスル調味用固型人
工甘味料
- 三 清涼飲料

第一条第二項を次のように改め
る。

同一物品ニシテ第一種及第二種ノ
物品ニ該当スルモノハ之ヲ第一種
ノ物品トス

第二種ノ物品中甲類ニ該当スル物
品ニシテ乙類、丙類、丁類、戊類
又ハ己類ノ何レカニ該当スルモノ
ハ之ヲ甲類トシ乙類ニ該当スル物
品ニシテ丙類、丁類、戊類又ハ己
類ノ何レカニ該当スルモノハ之ヲ
乙類トシ丙類ニ該当スル物品ニシ
テ丁類、戊類又ハ己類ノ何レカニ
該当スルモノハ之ヲ丙類トシ丁類
ニ該当スル物品ニシテ戊類又ハ己
類ノ何レカニ該当スルモノハ之ヲ
丁類トシ戊類ニ該当スル物品ニシ
テ己類ニ該当スルモノハ之ヲ戊類
トス

第二条を次のように改める。

第二条 物品税ノ税率左ノ如シ

第一種 物品ノ価格ノ百分ノ二十

第二種 物品ノ価格ノ百分ノ五十

甲類 物品ノ価格ノ百分ノ五十

乙類 物品ノ価格ノ百分ノ五十

丙類 物品ノ価格ノ百分ノ五十

丁類 物品ノ価格ノ百分ノ五十

戊類 物品ノ価格ノ百分ノ五十

己類 物品ノ価格ノ百分ノ五十

甲類 物品ノ価格ノ百分ノ五十

乙類 物品ノ価格ノ百分ノ五十

乙類 物品ノ価格ノ百分ノ四十
丙類 物品ノ価格ノ百分ノ三十
丁類 物品ノ価格ノ百分ノ二十
戊類 物品ノ価格ノ百分ノ十
己類 物品ノ価格ノ百分ノ五
第三種

一 糖寸 千本ニ付 一円
二 サツカリン、ヅルチン及此
等原料トスル調味用固型人
工甘味料

イ サツカリン及ヅルチン
一 糖ニ付 三百円

ロ サツカリン又ハヅルチン
原料トスル調味用固型人
工甘味料

サツカリン又ハヅルチ
ンノ使用量
一 糖ニ付 三百円

三 清涼飲料
イ 玉ラムネ等諸ノモノ
一 石ニ付 千二百円

ロ 其ノ他ノ罐詰ノモノ
一 石ニ付 二千円

ニ 罐詰以外ノモノ
炭酸瓦斯使用量
一 瓶ニ付 五百円

書画及骨董ニシテ前条第一項ノ規
定ニ基テ命令ヲ以テ定ムルモノ
付テハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ価
格ノ百分ノ十ノ税率ニ依ル
紙及セロファンニシテ前条第一項
ノ規定ニ基テ命令ヲ以テ定ムルモノ
ニ付テハ第一項ノ規定ニ拘ラズ
其ノ價格ノ百分ノ三ノ税率ニ依ル
第三條第一項中「前条ノ價格ハ」の
下ニ「第一種ノ物品ニ在リテハ小売
業者ノ販売價格第二種ノ物品ニ在リ
テハ」を加ヘ「書画及骨董（書画及骨
董ニシテ第一項ノ規定ニ基テ

命令ヲ以テ定ムルモノヲ謂フ以下同
ジ）ニ付テハ小売業者ノ販売價格ト
シ」を削る。
第三條ノ二第一項中「第一種又ハ
第二種」を「第一種、第二種又ハ第三
種」に改める。

第四條中「物品税ハ」の下ニ「第一
種ノ物品ニ付テハ販売セラレタル物
品ノ價格ニ応ジ小売業者ヨリ第二種
又ハ第三種ノ物品ニ付テハ」を加ヘ
「第二種」を「第三種」に改メ「書画及
骨董ニ付テハ販売セラレタル物品ノ
價格ニ応ジ小売業者ヨリ之ヲ徵收
シ」を削る。

第六條第一項中「貴金屬製品、金若
ハ白金ヲ用ヒタル製品」を削リ、同
條第三項中「第一種」を「第三種」に改
メ、同條第四項中「第一種又ハ第二
種ノ物品」を「第二種又ハ第三種ノ物
品」に改メ「（書画及骨董ヲ除キ以下
第八條第二項、第十六條第一項、第
十七條及第十七條ノ二ノ場合ヲ除キ
同ジ）を削リ、同條第五項中「貴金
屬製品、金若ハ白金ヲ用ヒタル製
品」を削る。

第七條第一項各号列記以外ノ部分
及第一項中「第一種又ハ第二種」を
「第二種又ハ第三種」に改メ、同項第
二項中「第一種及第二種」を「第二種
及第三種」に、「第一種第三十七號」を
「第二種第三十二號又ハ第四十七號」
に改メ、同項第三項中「公売」の下に
「若ハ競売セラレタルトキ又ハ破産
手続ニ於テ換価を加ヘ、同項第四
号中「第一種又ハ第二種」を「第二種
又ハ第三種」に改メ、同條第二項中
「第一種第三十七號」を「第二種第三
十二號又ハ第四十七號」に改める。

第八條第一項中「書画及骨董ノ小
売業者」を「第一種ノ物品ノ小売業
者」に、「第一種ノ物品書画及骨董ヲ
除ク」を「第二種ノ物品」に、「第二種
ノ物品ノ製造者」を「第三種ノ物品ノ
製造者」に、「第一種第三十二號」を「第
二種第三十二號」に、「第一種又ハ第二種」
を「第二種又ハ第三種」に改メ、同條第
二項中「第一種又ハ第二種」を「第一
種、第二種又ハ第三種」に改める。

第九條第一項中「書画及骨董」を
「第一種ノ物品」に、「第一種又ハ第二
種」を「第二種又ハ第三種」に改メ、
同條第二項中「書画及骨董ノ小売業
者」を「第一種ノ物品ノ小売業者」に、
「第一種若ハ第二種ノ物品（書画及骨
董ヲ除キ以下同ジ）」を「第二種若ハ
第三種ノ物品」に、「第一種又ハ第二
種」を「第二種又ハ第三種」に改める。

第十條第一項中「物品税ハ」の下に
「第一種ノ物品ニ在リテハ、毎月分ヲ
翌月末日迄ニ第二種及第三種ノ物品
ニ在リテハ」を加ヘ、同條第三項中
「第一種又ハ第二種」を「第二種又ハ
第三種」に改める。

第十條ノ二に次の一項を加える。
国税徴収法第七條ノ四第四項ノ規
定ハ前条第三項又ハ第四項ノ規定
ニ依リ提供セラレタル担保物ニ付
之ヲ準用ス

第十一條第一項及第十二條第一
項中「第一種又ハ第二種」を「第二種
又ハ第三種」に改める。

第十四條を次のように改める。
第十四條 物品税ヲ徴収スル場合ニ
於テ納税義務者ガ国税徴収法第六
條ノ規定ニ依リ指定納期日（第十
條第三項ノ規定ニ依リ徴収を猶予
セラレタル場合ニ於テハ其ノ猶予
セラレタル納期日）迄ニ物品税額

ヲ完納セザルトキハ其ノ未納ニ係
ル物品税額ニ對シ当該納期日（第
十八條第一項第二号ノ規定ニ該當
シ同條第三項ノ規定ニ依リ物品税
ヲ徴収スル場合ニ於テ当該納期日
ガ第十條第一項ノ規定スル納期限
ヨリ遅キトキハ当該納期限）ノ翌
日ヨリ当該物品税ヲ納付スル日迄
ノ日數ニ応ジ百円ニ付一日四銭ノ
割合ヲ乗ジテ計算シタル金額ニ相
當スル利子税額ヲ物品税額ニ併セ
徴収ス

前項ノ場合ニ於テ納税義務者ガ其
ノ未納ニ係ル物品税額ノ一部ヲ納
付シタルトキハ其ノ納付ノ日ノ翌
日以降ノ期間ニ係ル利子税額計算
ノ基礎トナル物品税額ハ同項ノ未
納ニ係ル物品税額ヨリ其ノ一部納
付ニ係ル物品税額ヲ控除シタル税
額ニ依ル
利子税額計算ノ基礎トナル物品税
額ガ千円未満ナルトキハ第一項ノ
規定ヲ適用セズ当該税額二千円未
滿ノ端數ガアルトキハ之ヲ切捨テ
計算ス
利子税額ガ三百円未満ナルトキハ
之ヲ徴収セズ
第一項ノ規定ニ依リ利子税額ヲ併
セ徴収スベキ場合ニ於テ当該納税
義務者ガ納付シタル物品税額ガ同
項ノ未納ニ係ル物品税額ニ達スル迄ハ
其ノ納付シタル税額ハ当該物品税
額ニ充當シタルモノトス但シ国税
徴収法第二十八條ノ適用ヲ妨ゲ
ズ
第十五條中「書画及骨董」を「第一
種ノ物品」に、「第一種若ハ第二種」
を「第二種若ハ第三種」に改める。
第十六條第一項中「第一種又ハ第

二種」を「第一種、第二種又ハ第三
種」に改メ、同條第二項中「書画及骨
董ノ小売業者」を「第一種ノ物品ノ販
売者」に、「第一種若ハ第二種」を「第
二種若ハ第三種」に改める。

第十六條ノ二第一項中「書画及骨
董ノ小売業者」を「第一種ノ物品ノ販
売者」に、「第一種若ハ第二種」を「第
二種若ハ第三種」に改メ、同條第二
項中「第一種又ハ第二種」に改
メ、同條第三項中「第一種又ハ第二
種」を「第二種又ハ第三種」に改メ、
同條第四項中「第一種又ハ第二種」
を「第二種又ハ第三種」に、「物品税表
示証」同項ノ「物品税表示証」トシ
テノに改める。

第十六條ノ三第一項及第二項中
「第一種又ハ第二種」を「第二種又ハ
第三種」に、「第十六條ノ二」を「前
條」に、「物品ニ貼付」を「物品ニ付貼
付」に改メ、同條第三項中「第一種又
ハ第二種」を「第二種又ハ第三種」に、
「物品ニ貼付」を「物品ニ付貼付」に改
める。

第十六條ノ四第一項から第三項ま
で中「第一種又ハ第二種」を「第二種
又ハ第三種」に改メ、同條第四項中
「第一種」を「第二種」に、「第二種」
を「第三種」に改める。

第十七條及第十七條ノ二中「第
一種又ハ第二種」を「第一種、第二種
又ハ第三種」に改める。

第十八條第一項第一号中「書画及
骨董」を「第一種ノ物品」に、「第一種
若ハ第二種」を「第二種若ハ第三種」
に改メ、同條第二項中「書画及骨董」
を「第一種ノ物品」に改める。

第二十二條ノ二中「第十六條」を
「第十五條、第十六條」に改める。

第六部 大蔵委員会會議録第二十四号 昭和二十八年二月二十六日【參照】

第二十五条中「第一種ノ物品(書画及骨董ヲ除ク)」を「第二種ノ物品」に改める。

附則

- 1 この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。
- 2 この法律施行前に課した、又は課すべきであつた物品税については、なお従前の例による。
- 3 改正前の物品税法(以下「旧法」という。)第十一条第一項、第十二条第一項又は第十三条第一項の規定による承認を受けてこの法律施行前に製造場から移出し、又は保税地域から引き取つた当該承認に係る物品が指定期間内に移出先若しくは引取先に移入され、若しくは輸出され、又は用途に供されたことの証明がない場合における物品税の徴収又は免除については、なお従前の例による。
- 4 この法律施行の際、製造場以外の場所において物品の販売業者が所持する改正後の物品税法(以下「新法」という。)第一条第一項第一種第一号から第五号までに掲げる物品については、政令で定めるところにより、新法第四条の規定にかかわらず、物品税を免除する。
- 5 書画及び骨董の小売業者が、昭和二十八年四月中に小売した書画及び骨董とに対する物品税は、政令で定めるところにより、新法第十条第一項の規定にかかわらず、同年七月末日までに納付しなければならぬ。
- 6 新法第十五条の規定は、この法律施行後一月を限り、この法律施行前から引き続いて、新法第一条

第一項第一種第一号から第五号までに掲げる物品の小売業者を営む者については、適用しない。

7 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

有価証券取引税法

有価証券取引税の課税

第一条 この法律の施行地において有価証券の譲渡(贈与による譲渡を除く。以下同じ。)が行われたときは、この法律により、有価証券取引税を課する。

(定義)

第二条 この法律において「有価証券」とは、左に掲げるものをいう。

- 一 国債証券
 - 二 地方債証券
 - 三 社債券(商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)、長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)その他の特別の法律により法人の発行する債券を含む。以下同じ。)
 - 四 日本銀行その他の特別の法律により設立された法人の発行する出資証券
 - 五 株券
 - 六 証券投資信託法(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第一項に規定する証券投資信託の受益証券
 - 七 貸付信託法(昭和二十七年法律第九十五号)第二条第二項に規定する受益証券
- 2 前項各号に掲げる有価証券には、外国又は外国法人の発行する

(有価証券で当該各号に掲げる有価証券の性質を有するものを含むものとする。)

3 株券の発行前における株式、株式の引受に因る権利及び新株の引受権は、この法律の適用については、株券とみなす。

4 この法律において「証券業者」とは、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第九項に規定する証券業者をいう。

第三条 有価証券の売付があつた場合において、その売付に因る債務の履行が当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の買付、相殺その他の事由に因り、その売付に係る有価証券の全部の譲渡以外の方法によつて行われたときは、この法律の適用については、その売付をした者(その売付が委託に基づくものである場合においては、自己の計算においてその委託をした者)と、その売付のうちに委託に基づく部分がある場合においては、当該部分については、自己の計算においてその委託をした者とする。

4 自己の計算において売付又は売付の委託をした当該売付に係る有価証券のうちその売付に因る債務の履行のための譲渡がされなかつたものを、その履行の時において、譲渡したものとみなす。但し、その売付が取引所税法(大正三年法律第二十三号)第五条第一項の規定により取引税を課せられるものである場合においては、この限りでない。

2 前項の場合において、同項の売付に因る債務の履行が、その売付に係る有価証券以外の有価証券の譲渡により行われたときは、その譲渡された有価証券に対応する当該売付に係る有価証券については、同項の規定は、適用しない。

3 信託の場合において、受託者が信託財産に属する有価証券を固有財産に属する有価証券とし、又は固有財産に属する有価証券としたときは、この法律の適用については、受託者が当該有価証券の譲渡をしたものとみなす。受託者が一の信託財産に属する有価証券を他の信託財産に属する有価証券としたときも、同様とする。

(国債証券等の譲渡とみなす場合)

第四条 国債に関する法律(明治三十九年法律第三十四号)又は社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)の規定により登録された国債(証券の発行されているものを除く。)、地方債又は社債の名義変更が行われたときは、この法律の適用については、名義変更が行われた時に、国債証券、地方債証券又は社債券の譲渡があつたものとみなす。

2 法人の社員、会員、組合員その他の出資者の持分の譲渡は、この法律の適用については、株券の譲渡とみなす。

(納税義務者)

第五条 この法律の施行地において有価証券の譲渡をした者は、有価証券取引税を納める義務がある。

(非課税団体)

第六条 有価証券取引税は、国及び地方公共団体には、課さない。

(非課税有価証券)

第七条 第二条第一項第一号から第三号までに掲げる有価証券のうち、一年以内の償還期限をもつて発行する国債証券、国民貯蓄債券その他政令で定めるものについては、有価証券取引税を課さない。

(有価証券の非課税の譲渡)

第八条 左に掲げる有価証券の譲渡には、有価証券取引税を課さない。

- 一 有価証券の信託の場合における委託者から受託者への当該有価証券の譲渡
- 二 有価証券の信託の終了の場合における受託者から委託者又はその相続人への当該有価証券の譲渡
- 三 第二条第一項第七号に掲げる受益証券に係る信託の受託者への当該受益証券の譲渡
- 四 第二条第一項第七号に掲げる受益証券に係る信託の受託者がなす当該受益証券の譲渡
- 五 有価証券を目的物とする消費貸借及びその終了の場合における当該有価証券の譲渡
- 六 売出の方法によつて有価証券を発行する場合における当該有価証券の譲渡
- 七 国債、地方債又は社債の発行に際し、その総額を契約により引き受けた者又は募集の委託を受け自らその一部を引き受けた者が、当該引受に係る有価証券の発行の日から一年内に於ける当該有価証券の譲渡
- 八 その他政令で定める有価証券の譲渡

(課税標準)

第九條 有価証券取引税の課税標準は、売買による譲渡については売買価額とし、その他の譲渡については譲渡の時ににおける価額とする。

2 前項の売買価額及び譲渡の時ににおける価額を譲渡価額と総称する。

(税率)

第十條 有価証券取引税は、左の税率により、課する。

第一種 証券業者を譲渡者とする売買による譲渡

甲 第二條第一項第四号から第六号までに掲げる有価証券の譲渡

乙 その他の有価証券の譲渡

第二種 第一種以外の譲渡

甲 第二條第一項第四号から第六号までに掲げる有価証券の譲渡

乙 その他の有価証券の譲渡

(現金による納付)

第十一條 証券業者が有価証券の譲渡をした場合においては、証券業者は、その譲渡の日の属する月の翌月末日までに、政令で定めるところにより、その譲渡の日の属する月中に納税義務の生じた有価証券取引税額その他の事項を記載した納付高申告書を、政府に提出し、あわせて当該納付高申告書に記載された金額の有価証券取引税を、現金をもつて、政府に納付し

なければならない。

2 証券業者以外の者が、証券業者への委託により有価証券の譲渡をした場合又は証券業者へ有価証券の譲渡をした場合においては、当該証券業者は当該譲渡が行われた際、当該譲渡に係る有価証券取引税を現金をもつて徴収し、その徴収の日の属する月の翌月末日までに、政令で定めるところにより、その徴収の日の属する月中に徴収した有価証券取引税額その他の事項を記載した徴収高計算書を政府に提出し、あわせて当該徴収高計算書に記載された金額の有価証券取引税を、政府に納付しなければならない。

3 前二項に規定する証券業者に営業所が二以上あるときは、これらの項の規定による納付高申告書及び徴収高計算書の提出並びに有価証券取引税の納付は、各営業所ごとにしなければならない。

4 証券業者が前三項の規定により有価証券取引税を納付する場合においては、その月中の有価証券の譲渡を同一の税率が適用されるものごととに区分し、その区分ごとに算出したその月中の有価証券の譲渡価額の合計額を課税標準とし、これにそれぞれその税率を適用して算出した税額の合計額をもつてその月分の納付すべき有価証券取引税額とすることができ、

(印紙による納付)

第十二條 有価証券取引税の納税義務者は、前条の規定の適用がある場合を除く外、印紙をもつて、有価証券取引税を納付しなければならない。

ならない。

2 前項の場合において、第十條の規定により計算された有価証券取引税額が十円未満であるときは、これを納付することを要しない。当該税額が十円未満の端数があるときにおける当該端数金額についても、同様とする。

3 第一項の規定の適用を受ける有価証券取引税の納税義務者は、有価証券の譲渡が行われた際、大蔵省令で定める様式の有価証券取引税額を記載し、これに有価証券取引税額に相当する印紙をはり、且つ、当該取引書の紙面と印紙の色彩とにかけ、自己の印章又は署名をもつて、判明に印紙を消さなければならない。

4 前項の納税義務者は、同項の有価証券取引書をその作成の日から一年間保存しなければならない。(強制徴収)

第十三條 証券業者が、第十一條第一項又は第二項の規定により納付すべき有価証券取引税を納付しなかつたときは、国税徴収の例により、これを証券業者から徴収する。

2 前条第一項の規定により有価証券取引税を納付しなかつた場合において、同項の規定による納付しなかつたときは、同項の規定にかかわらず、現金をもつて、国税徴収の例により、これを当該者から徴収する。

3 前二項の場合において、国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)第九條の規定により督促するときは、第十四條又は第十五條の規定

する利子税額を、あわせて督促することができ、

(利子税額)

第十四條 第十一條第一項又は第二項の規定により納付すべき有価証券取引税額を納付しなかつた場合においては、当該証券業者は、その未納に係る税額に対し、これらの項に規定する納期限の翌日から納付の日までの期間に及び、百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相当する利子税額を有価証券取引税額にあわせて納付しなければならない。

2 前項の場合において、証券業者がその未納に係る有価証券取引税額の一部を納付したときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る利子税額計算の基礎となる有価証券取引税額は、同項の未納に係る有価証券取引税額からその一部納付に係る有価証券取引税額を控除した額による。

3 利子税額計算の基礎となる有価証券取引税額が千円未満である場合は、第一項の規定を適用せず、当該有価証券取引税額に千円未満の端数がある場合には、これを切り捨てて計算する。

4 利子税額が三百円未満である場合には、これを納付することを要しない。

5 第一項の規定により利子税額をあわせて納付すべき場合において、証券業者が納付した有価証券取引税額が第十一條第一項又は第二項の規定により納付すべき有価証券取引税額に達するまでは、その納付した税額は、当該有価証券

取引税額に充てられたものとする。但し、国税徴収法第二十八條の規定の適用を妨げない。

第十五條 第十三條第二項の規定により有価証券取引税額を徴収する場合において、納税義務者が国税徴収法第六條の規定による指定納期日までに当該税額を完納しなかつたときは、その未納に係る有価証券取引税額に対し、当該納期日の翌日から納付の日までの期間に及び、百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相当する利子税額を有価証券取引税額にあわせて徴収する。

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の場合について準用する。

(輕加算税額)

第十六條 第十一條第一項の規定により提出すべき納付高申告書をその提出期限までに提出した場合において、当該申告書に記載された有価証券取引税額が、納付すべき有価証券取引税額に満たなかつたときは、過少の有価証券取引税額を記載した当該申告書を提出したことについて相当な事由がないと認めるときは、政府は、当該納税義務者が納付すべき有価証券取引税額のうち、当該申告書に記載されなかつた部分の税額に対し百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する輕加算税額を徴収する。

2 第十一條第一項の規定により提出すべき納付高申告書をその提出期限までに提出しなかつた場合において、当該申告書を提出しなかつた

つたことについて相当な事由がないと認めるときは、政府は、その納付すべき有価証券取引税額に對し百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する輕加算税額を徴収する。

3 第十一條第二項の規定により納付すべき有価証券取引税額を完納しなかつた場合において、その完納しなかつたことについて相当な事由がないと認めるときは、政府は、その未納に係る有価証券取引税額に對し、同項に規定する納期限の翌日から納付の日までの期間に應じ、その期間が一箇月以内のときは百分の十の割合、一箇月をこえ二箇月以内のときは百分の十五の割合、二箇月をこえ三箇月以内のときは百分の二十の割合、三箇月をこえるときは百分の二十五の割合を乗じて計算した金額に相当する輕加算税額を徴収する。

4 第十二條第一項の規定により納付すべき有価証券取引税額を完納しなかつた場合において、その完納しなかつたことについて相当な事由がないと認めるときは、政府は、その未納に係る有価証券取引税額に對し百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する輕加算税額を徴収する。

5 政府は、前四項の規定により徴収する税額を決定したときは、これを第十一條第一項若しくは第二項又は第十二條第一項の規定により有価証券取引税を納付する義務がある者に通知する。

6 第十四條第三項及び第四項の規定は、第一項から第四項までの規定による輕加算税額について準用する。

定による輕加算税額について準用する。

(重加算税額)

第十七條 前條第一項から第四項までの規定の一に該当する場合において、第十一條第一項若しくは第二項又は第十二條第一項の規定により有価証券取引税を納付する義務がある者が、事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装したところに基いて、過少の有価証券取引税額を記載した納付申告書を提出し、若しくは納付申告書を提出期限までに提出せず、又は納付すべき有価証券取引税額を完納しなかつたときは、政府は、前條第一項から第四項までの規定による輕加算税額の外、その輕加算税額計算の基礎となる有価証券取引税額に對し百分の五十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税額を徴収する。

2 政府は、前項の規定により徴収する重加算税額を決定したときは、これを第十一條第一項若しくは第二項又は第十二條第一項の規定により有価証券取引税を納付する義務がある者に通知する。

3 第十四條第三項及び第四項の規定は、第一項に規定する重加算税額について準用する。

(報告義務)

第十八條 証券業者は、その月中に第十一條第一項の規定による納付義務及び同條第二項の規定による徴収義務の生じた有価証券取引税額がない場合には、政令で定めるところにより、その旨を翌月末日

までに、営業所ごとに、その所在地の所轄税務署長に報告しなければならない。

(証券業者の開帳等の申告義務)

第十九條 証券業者を開始し、若しくは廃止しようとする者、証券業者の登録を取り消された者又は営業所を新設し、変更し、若しくは廃止しようとする証券業者は、政令で定めるところにより、営業所ごとに、その所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。

(証券業者の記帳義務)

第二十條 証券業者は、帳簿を備え、これに、その売り付けた有価証券の売買価額、納付すべき有価証券取引税額その他の政令で定める事項を記載しなければならない。

(印紙税の非課税)

第二十一條 第十二條第三項に規定する有価証券取引書については、印紙税を課さない。

(当該職員等の質問検査権)

第二十二條 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、有価証券取引税に関する調査に必要があるときは、左に掲げる者に質問し、又は譲渡に係る有価証券、左に掲げる者の有価証券の譲渡に関する帳簿書類若しくは株主名簿、仕債原簿その他の有価証券の権利者を記載した書類(以下「有価証券の譲渡に関する帳簿書類等」と総称する。)を検査することができる。

一 納税義務者又は納税義務がある者と認められる者

二 有価証券を譲り受けた者又は有価証券を譲り受けたと認めら

れる者

三 第十一條第二項の規定により有価証券取引税を徴収して納付する義務がある者又はその義務があると認められる者

四 証券業者の組織する団体(当該団体の組織する団体を含む。)

又は証券取引法第二條第十一項に規定する証券取引所

2 前項の当該職員は、同項の規定による質問又は検査をする場合において、その身分を示す証票を携帯し、利害關係人にこれを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

る者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第十一條第一項の規定による納付申告書をその提出期限内に提出しなかつた者

二 第十八條の規定による報告をせず、又は偽りの報告をした者

三 第二十條の規定による帳簿を備えず、その帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

四 第二十二條第一項の規定による当該職員等の質問に對し答弁せず、又は偽りの陳述をした者

五 第二十二條第一項の規定による有価証券の譲渡に関する帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(罰則)

第二十三條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 詐偽その他不正の行為により、第十一條第一項の規定により納付すべき有価証券取引税を免かれた者

二 第十一條第二項の規定により徴収して納付すべき有価証券取引税を納付しなかつた者

三、第十二條第二項の規定に違反した者

2 前項の犯罪により納付を免かれた有価証券取引税額の十倍が五十万円をこえるときは、情状により、同項の罰金は、五十万円をこえ当該有価証券取引税額の十倍以下とすることができる。

第二十四條 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第十一條第一項の規定による納付申告書をその提出期限内に提出しなかつた者

二 第十八條の規定による報告をせず、又は偽りの報告をした者

三 第二十條の規定による帳簿を備えず、その帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

四 第二十二條第一項の規定による当該職員等の質問に對し答弁せず、又は偽りの陳述をした者

五 第二十二條第一項の規定による有価証券の譲渡に関する帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十五條 有価証券取引税に関する調査に關する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に關して知り得た秘密を漏らし、又は濫用したときは、これを二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第二十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して第二十三條又は第二十四條の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金を科する。

第二十七條 第二十三條第一項の罪を犯した者には、刑法第四十八條第二項、第六十三條及び第六十六條の規定は、適用しない。但し、懲役刑に處する場合又は懲役及び罰金を併科する場合における懲役

刑についてはこの限りでない。

附則

- 1 この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。
- 2 この法律は、本州、北海道、四国、九州及びその附属の島(政令で定める地域を除く。)に施行する。
- 3 この法律施行の日から昭和二十九年三月三十一日までの間に行われる第二条第一項第一号から第三号まで及び第七号に掲げる有価証券の譲渡については、この法律は、適用しない。

- 4 証券投資信託法第十六条第一項に規定する信託財産に属する株券の譲渡で、この法律施行の日から昭和三十年三月三十一日までの間に行われるものに対して適用される税率は、第十条の規定にかかわらず、譲渡価額の万分の八とする。
- 5 この法律施行の際現に証券業者である者は、政令で定めるところにより、この法律施行後一月以内に、営業所ごとに、その所在地の所轄税務署長に証券業者である旨を申告しなければならない。但し、その者が当該期間内に証券業者でなくなつた場合においては、この限りでない。

- 6 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
- 7 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

- 8 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。
- 9 第十四条第二項中「再評価税」の下に「有価証券取引税」を加える。

- 10 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。
- 11 有価証券取引税(昭和二十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

- 12 租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。
- 13 租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

- 14 第三十一条中「若しくは第四十一条又は所得税法の臨時特例に関する法律」を「若しくは第四十一条又は所得税法の臨時特例に関する法律」に改める。
- 15 第三十一条中「若しくは第四十一条又は所得税法の臨時特例に関する法律」を「若しくは第四十一条又は所得税法の臨時特例に関する法律」に改める。

改める。

- 7 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

- 8 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。
- 9 第十四条第二項中「再評価税」の下に「有価証券取引税」を加える。

- 10 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。
- 11 有価証券取引税(昭和二十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

- 12 租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。
- 13 租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

- 14 第三十一条中「若しくは第四十一条又は所得税法の臨時特例に関する法律」を「若しくは第四十一条又は所得税法の臨時特例に関する法律」に改める。
- 15 第三十一条中「若しくは第四十一条又は所得税法の臨時特例に関する法律」を「若しくは第四十一条又は所得税法の臨時特例に関する法律」に改める。

- 16 第三十一条中「若しくは第四十一条又は所得税法の臨時特例に関する法律」を「若しくは第四十一条又は所得税法の臨時特例に関する法律」に改める。
- 17 第三十一条中「若しくは第四十一条又は所得税法の臨時特例に関する法律」を「若しくは第四十一条又は所得税法の臨時特例に関する法律」に改める。

- 18 第三十一条中「若しくは第四十一条又は所得税法の臨時特例に関する法律」を「若しくは第四十一条又は所得税法の臨時特例に関する法律」に改める。
- 19 第三十一条中「若しくは第四十一条又は所得税法の臨時特例に関する法律」を「若しくは第四十一条又は所得税法の臨時特例に関する法律」に改める。

る法律第十九条第一項」を「又は第四十一条」に改める。

- 11 第五条の五第二項中「及び第五条の九を」を「第五条の九、第七条及び第八条」に改める。
- 12 第五条の六第一項中「及び第五条の十を」を「第五条の十、第七条の二及び第八条の二」に改める。

- 13 第五条の九第二項中「第十条の三」を「第十条の二」に改め、「(国債証券を除く。)」を削る。
- 14 第五条の十第一項中「事業年度を除く。」を「事業年度及び清算中の各事業年度を除く。」に改め、「(国債証券を除く。)」を削る。

- 15 第五条の十一中「第二号」を「第三号」に改める。
- 16 第五条の十二中「第二号」を「第三号」に、「五十万円を」を「百万円」に改める。

- 17 第七条及び第八条を次のように改める。
- 18 第七条 青色申告書を提出する個人で貿易業その他命令で定める外国貿易の促進に寄与する事業を営むものが、昭和二十八年一月一日から昭和三十三年十二月三十一日までの間に所得税法の施行地外に事業所を設け、当該期間内に機械及び装置、車両及び運搬具その他の資産で命令で定めるもの(以下本条及び第七条の二において海外支店用設備という。)を取得してこれを当該事業所の事業の用に供した場合においては、その事業の用に供した日の属する年における事業所得の計算上当該海外支店用設備の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十条

- 19 第二項の規定にかかわらず、当該海外支店用設備の取得価額の二分の一に相当する金額以下の金額として計算した金額で、当該個人が必要な経費として計算した金額とする。但し、当該海外支店用設備の減価償却費として同項の規定により必要な経費に算入される金額を下ることはできない。
- 20 前項に規定する個人が、同項に規定する期間内に、同項に規定する事業所に係る建物(その附属設備を含む。以下本条及び第七条の二において同じ。)及び構築物を取得してこれを当該事業所の事業の用に供した場合においては、その事業の用に供した日以後三年間、所得税法第十条第二項の規定にかかわらず、当該建物及び構築物について同法の規定により総収入金額から控除されるべき減価償却費の額で当該期間に係るものの百分の百五十に相当する金額を、当該個人の事業所得の計算上必要な経費に算入する。

- 21 第一項に規定する個人が、同項に規定する期間内に、同項に規定する事業所の用に供する土地又は家屋を賃借するため権利金を支出した場合においては、その支出金額の二分の一に相当する金額以下の金額で当該個人が必要な経費として計算した金額は、その支出の日を含む年分の事業所得の計算上、これを必要な経費に算入する。
- 22 第五条の七第二項及び第四項の規定は、第一項の場合について、第五条の五第二項の規定は、第二項の場合について、それぞれこれ

- 23 第五条の七第二項及び第四項の規定は、第一項の場合について、第五条の五第二項の規定は、第二項の場合について、それぞれこれを準用する。
- 24 第五条の七第二項及び第四項の規定は、第三項の場合について、これを準用する。この場合において、第五条の七第二項中「指定事業用機械の減価償却費として必要な経費に算入された」とあるのは「必要な経費に算入された」と、「指定事業用機械の取得価額」とあるのは「権利金の支出金額」と、「当該指定事業用機械の減価償却費として必要な経費に算入する金額」は「所得税法第十条第二項の規定にかかわらず、当該指定事業用機械の減価償却費として同条同項の規定により必要な経費に算入される金額にそれぞれ左に掲げる金額を加算した金額とする。」とあるのは「当該権利金に關し必要な経費に算入する金額は、左に掲げる金額とする。」と読み替へるものとする。

を準用する。

- 25 第五条の七第二項及び第四項の規定は、第三項の場合について、これを準用する。この場合において、第五条の七第二項中「指定事業用機械の減価償却費として必要な経費に算入された」とあるのは「必要な経費に算入された」と、「指定事業用機械の取得価額」とあるのは「権利金の支出金額」と、「当該指定事業用機械の減価償却費として必要な経費に算入する金額」は「所得税法第十条第二項の規定にかかわらず、当該指定事業用機械の減価償却費として同条同項の規定により必要な経費に算入される金額にそれぞれ左に掲げる金額を加算した金額とする。」とあるのは「当該権利金に關し必要な経費に算入する金額は、左に掲げる金額とする。」と読み替へるものとする。

- 26 第七条の二 青色申告書を提出する法人で前条第一項に規定する事業を営むものが、昭和二十八年四月一日以後終了する事業年度開始の日から昭和三十三年四月一日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日までの間に法人税法の施行地外に事業所を設け、当該期間内に海外支店用設備を取得してこれを当該事業所の事業の用に供した場合においては、その事業の用に供した日を含む事業年度の法人税法及び同法に基く命令の規定により計算される当該海外支店用設備の償却範囲額は、これらの規定にかかわらず、当該海外支店用設備の取得価額の二分の一に相当する金

額とする。

前項に規定する法人が、同項に規定する期間内に、同項に規定する事業所に係る建物及び構築物を取得してこれを当該事業所の事業の用に供した場合においては、その事業の用に供した日以後三年内の日を含む各事業年度について法人税法及び同法に基く命令の規定により計算される当該建物及び構築物の償却範囲額は、その事業の用に供した日以後三年間を限り、これらの規定により計算される当該建物及び構築物の償却範囲額（これらの規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を控除した金額）の百分の百五十に相当する金額（これらの規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

第一項に規定する法人が、同項に規定する期間内に、同項に規定する事業所の用に供する土地又は家屋を賃借するため権利金を支出した場合において、その支出金額に満たない金額を当該権利金の帳簿価額として財産目録に記載したときは、その支出金額と財産目録に記載された価額との差額に相当する金額は、その支出金額の二分の一に相当する金額を限度として、その支出の日を含む事業年度の所得の計算上、これを損金に算入する。

前項の場合について、それぞれこれを準用する。

第八条 青色申告書を提出する個人で貿易業を営むものが、輸出契約の全部若しくは一部の取消又は当該契約の履行についてのその相手方に対する損害賠償義務の発生その他の命令で定める事由に因る損失の補てんに充てるため、昭和二十八年から昭和三十三年までの各年において、当該年中に成立した輸出契約の契約高の合計額からその年中に取り消された輸出契約の契約高の合計額を控除した金額（その金額がその年の末日において存する輸出契約の契約高の合計額に満たない場合には、当該合計額とし、以下第二項において輸出契約高の合計額という。）の千分の五に相当する金額と貿易業に係る当該年分の事業所得の金額として命令の定めるところにより計算した金額の百分の三十五に相当する金額とのいずれか低い金額以下の金額を輸出損失準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額は、当該繰入をなした年分の事業所得の計算上、これを必要な経費に算入する。

前項の規定による輸出損失準備金勘定を設けている個人のその年の末日における輸出損失準備金勘定の金額（その日までに第三項の規定により繰収入金額に算入すべきであつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額）が、当該年の輸出契約高の合計額の千分の十に相当する金額をこえるときは、そのこえる金額は、その年分の事業所得の計算上、これを繰収入金額に算入する。

の事業所得の計算上、これを繰収入金額に算入する。

第一項に規定する輸出損失準備金勘定を設けている個人について同項に規定する損失が生じた場合又は当該個人が当該輸出損失準備金勘定の金額を当該損失の補てん以外の目的に支出し、貿易業を廃止し、青色申告書の提出の承認を取り消され、若しくは死亡した場合においては、命令の定めるところにより、当該輸出損失準備金勘定の金額の全部又は一部を、これらの事由の生じた日を含む年分の事業所得の計算上、繰収入金額に算入する。

第一項の規定による輸出損失準備金勘定を設けている個人の昭和三十四年十二月三十一日における輸出損失準備金勘定の金額（その日までに前二項の規定により繰収入金額に算入すべきであつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額）は、当該年分の事業所得の計算上、これを繰収入金額に算入する。

第五條の九第三項の規定は、第一項の場合について、これを準用する。

第八条の二 青色申告書を提出する法人で貿易業を営むものが、前条第一項に規定する命令で定める事由に因る損失の補てんに充てるため、昭和二十八年四月一日以後終了する事業年度から昭和三十三年四月一日を含む事業年度の直前の事業年度までの各事業年度において、当該事業年度中に成立した輸出契約の契約高の合計額からその

事業年度中に取り消された輸出契約の契約高の合計額を控除した金額（その金額が当該事業年度終了の日において存する輸出契約の契約高の合計額に満たない場合には、当該合計額とし、以下第二項において輸出契約高の合計額という。）の千分の五に相当する金額と貿易業に係る当該事業年度の所得の金額として命令の定めるところにより計算した金額の百分の三十五に相当する金額とのいずれか低い金額以下の金額を輸出損失準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額は、当該繰入をなした事業年度の所得の計算上、これを損金に算入する。

前項の規定による輸出損失準備金勘定を設けている法人のその事業年度終了の日における輸出損失準備金勘定の金額（その日までに第三項の規定により益金に算入すべきであつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額）が、当該事業年度の輸出契約高の合計額の千分の十に相当する金額（当該金額が当該事業年度終了の日における資本又は出資の金額と法人税法第九条の六第二項第一号に規定する資本積立金額及び再評価積立金額並びに当該事業年度開始の日における同法第十六条に規定する積立金額の合計金額をこえる場合には、当該合計金額に相当する金額をこえるときは、そのこえる金額は、当該事業年度の所得の計算上、これを益金に算入する。

第一項に規定する輸出損失準備金勘定を設けている法人について同項に規定する損失が生じた場合又は当該法人が当該輸出損失準備金勘定の金額を当該損失の補てん以外の目的に支出し、青色申告書の提出の承認を取り消され、若しくは解散した場合（合併に因り解散した場合を除く。）においては、命令の定めるところにより、当該輸出損失準備金勘定の金額の全部又は一部を、これらの事由の生じた日を含む事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

第一項の規定による輸出損失準備金勘定を設けている法人の昭和三十五年四月一日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日における輸出損失準備金勘定の金額（その日までに前二項の規定により益金に算入すべきであつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額）は、当該事業年度の所得の計算上、これを益金に算入する。

第五條の十第三項の規定は、第一項の場合について、これを準用する。

第九條第三項中、農林漁業資金通法第二条第二号の二を「農林漁業金融公庫法第十八条第三号」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

国有林野整備臨時措置法第一条第一項の規定による国有林野と民有林野との交換に因る所有権の取得の登記については、命令の定めるところにより、登録税を免除する。

第十條の二の次に次の一条を加える。

第十條の三 昭和二十八年四月一日

から昭和三十三年三月三十一日まで
の間に新造する外国航路に就航
することを目的とする船舶で命令
で定めるものの建造のための資金
の貸付がなされる場合に、その貸
付に係る債権の担保として当該船
舶の上に設定される抵当権の取得
の登記の登録税の額は、命令の定
めるところにより、登録税法第三
条の規定にかかわらず、債権金額
の千分の三とする。

第十二条及び第十三条を次のよう
に改める。

第十二条 個人が、昭和二十一年三
月三日から引き続き所有していた
山林を伐採し、又は譲渡した場合
において、当該伐採又は譲渡に因
る所得税法第九条第一項第七号に
規定する山林所得の計算上収入金
額から控除すべき植林費、取得費、
管理費、伐採費その他必要な経費
の金額は、納税義務者の選択によ
り、命令の定めるところにより、
同法第十條第二項及び第三項並び
に第十條の四第一項の規定にかか
らず、当該伐採又は譲渡に因る
収入金額（当該伐採又は譲渡に因
る伐採費、運搬費その他の命令で
定める経費を要したときは、当該
収入金額から当該経費の金額を控
除した金額）に命令で定める割合
を乗じて算出した金額（当該伐採
又は譲渡に因る当該命令で定める
経費を要したときは、当該経費と
の金額を加算した金額）とするこ
ができる。

前項の規定の適用については、
相続又は被相続人からの遺贈に因
り取得した山林は、相続人が引き
続きこれを有していたものとみな
す。但し、昭和二十五年一月一日
から昭和二十六年十二月三十一日
までの間に相続又は遺贈に因り取
得した山林については、この限り
でない。

資産再評価法第九條の規定は、
第一項の規定の適用があつた場合
における当該山林については、こ
れを適用しない。

第一項に規定する割合は、山林
について通常要すべき植林費、取
得費、管理費その他必要な経費の
金額の合計額を基礎とし、山林の
譲渡に因り通常課されるべき再評
価税額を考慮に入れて、これを定
めるものとする。

第十三条 削除
第十四条第一項中「基準日」を「資
産再評価法第三條に規定する基準日
（以下基準日という。）」に、「第十條の
六」を「第十條の五」に改め、同条第
二項中「第十條の六」を「第十條の五」
に改める。

第二十條の次に次の一條を加え
る。
第二十條の二 個人の有する立木及
び立木の存する土地について国有
林野整備臨時措置法第一條第一項
の規定による交換があつた場合に
おいては、所得税法第九條第一項
又は資産再評価法第九條の規定の
適用については、当該立木又は土
地の譲渡がなかつたものとみな
す。但し、当該交換に因り立木及
び立木の存する土地とともに金銭
を取得したときは、命令の定める
ところにより、当該交換に係る従
前の立木又は土地のうち当該金銭

の額に対応する部分についての譲
渡があつたものとみなし、当該金
銭の額を当該部分の譲渡の対価と
みなして、これらの規定を適用す
る。

前項の規定によりその譲渡がな
かつたものとみなされた立木又は
土地に換えて取得した立木又は土
地につき同項に規定する交換の時
後伐採、譲渡、遺贈又は贈与があつ
た場合において、当該伐採、譲
渡、遺贈又は贈与に因り所得税法
第九條第一項第七号若しくは第八
号の規定により山林所得若しくは
譲渡所得を計算するとき、又は資
産再評価法第九條の規定により再
評価を行うときは、命令の定める
ところにより、当該交換に係る従
前の立木及び土地並びにその取得
価額及び取得の時期を、それぞれ
当該交換に因り取得した立木及び
土地並びにその取得価額及び取得
の時期とみなす。

第二十一條第一項中「第三号」を
「第三号又は第四号」に改める。
第二十六條第一項中「昭和二十八
年」を「昭和二十九年」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十八年四月
一日から施行する。

2 改正後の租税特別措置法（以下
「新法」という。）第二條の二第一項
の規定は、昭和二十八年四月一日
以後支払を受けるべき利子又は利
益（無記名の公債及び社債の利子
並びに無記名の貸付信託の受益証
券につき受ける利益については、
同日以後に支払を受けるもの）に
ついて適用し、同日前に支払を受

けるべき利子又は利益について
は、なお従前の例による。

3 租税特別措置法（以下「法」とい
う。）第五條の九の改正規定は、個
人の昭和二十八年分の所得税か
ら、法第五條の十の改正規定は、
法人の昭和二十八年四月一日以後
終了する事業年度分の所得に対す
る法人税から適用する。

4 法第五條の十二の改正規定は、
昭和二十八年四月一日以後開始す
る事業年度分の積立金に対する法
人税から適用する。

5 新法第十二條の規定は、昭和二
十八年一月一日以後山林の伐採又
は譲渡があつた場合について、新
法第二十條の二の規定は、同日以
後立木及び立木の存する土地につ
いて交換があつた場合について適
用する。

6 改正前の租税特別措置法（以下
「旧法」という。）第三條第一項に規
定する配当所得で昭和二十七年一
月一日から同年三月三十一日まで
に支払を受けるべきであつたもの
の、旧法第七條に規定する事由に
該当する相続財産に係る相続税又
は漁業法施行法（昭和二十五年法
律第二百六十八号）第一條の規定
により消滅した漁業権、入漁権若
しくは漁業権を目的とする貸借権
若しくは使用貸借による借主の権
利については、それぞれ旧法第三
條、第七條又は第十二條若しくは
第十三條の規定の例による。

7 租税特別措置法の一部を改正す
る法律（昭和二十六年法律第三百
三号）の一部を次のように改正す
る。

附則第五項中「と読み替え、そ
の日以後一年を経過した日以後六
月の期間内に終了する事業年度に
つき同項の規定を適用する場合に
おいては、同項中「百分の九十」と
あるのは「百分の九十二・五」と百
分の九十五」とあるのは「百分の九
十六」と読み替えるものとする。」
を「と読み替えるものとする。」に
改める。

8 前項の規定は、法人の昭和二十
八年四月一日以後終了する事業年
度分の法人税から適用する。

昭和二十八年三月十日印刷

昭和二十八年三月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局